

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区情報公開条例の一部を改正する条例(2)	3
江東区個人情報の保護に関する法律施行条例(3)	4
江東区個人情報保護審議会条例(4)	6
江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(5)	8
江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(6)	9
江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(7)	9
選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(8)	9
江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例(9)	10
江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(10)	10
江東区区民体育館条例の一部を改正する条例(11)	10
江東区営運動場条例の一部を改正する条例(12)	11
江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例(13)	11
江東区営プール条例の一部を改正する条例(14)	12
江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(15)	12
江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(16)	13
江東区保育所条例の一部を改正する条例(17)	14
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(18)	14
江東区老朽空家等対策審議会条例(19)	14
江東区私道整備助成条例の一部を改正する条例(20)	15

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例(21)	15
江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(22)	15
江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(23)	16
江東区事務手数料条例の一部を改正する条例(24)	17
江東区議会の個人情報の保護に関する条例(25)	38
江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例(26)	49
江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例(27)	50

◎告 示

保管自転車の処分について（令和5年2月下旬）(64)	51
令和4年度補正予算（第7号）の公表(67)	51
秀林外語専門学校の目的変更の認可について(69)	68
都市計画事業の図書の縦覧について(70)	68
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(71)	68
令和5年度当初予算の公表(73)	69
自動車臨時運行許可番号標の無効告示について(75)	89
保管自転車の処分について（令和5年3月上旬）(78)	89
クレジットカード収納サービスにおける指定納付受託者の指定について(80)	89
区内地域密着型サービス事業所の廃止について(82)	90
区内地域密着型サービス事業所の指定について(83)	90
区内地域密着型サービス事業所の指定について(84)	90
特別区道路線の区域変更について(85)	90
特別区道路線の供用開始について(86)	93
特定商業施設変更届出書の縦覧について(87)	95
都市公園の面積変更について(93)	95
江東区男女共同参画センター使用料の収納事務に係る私人委託について(86)	97
江東区証明書等自動交付事務に係る公金	

収納事務の私人委託について(95)	97
江東区東陽二丁目駐車場の使用料の収納事務に係る私人委託について(96)	97
江東区東陽二丁目駐車場の使用料の収納事務に係る指定納付受託者の指定について(97)	97
豊洲特別出張所の公金収納事務に係る私人委託について(98)	97
公金のクレジット収納における指定納付受託者の指定について(99)	98
特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割)の収納事務の私人委託について(100) ...	98
豊洲西小学校体育館棟地域開放運営業務委託に係る公金収納委託について(101)	99
豊洲西小学校体育館の使用料収納に係る指定納付受託者の指定について(102)	99
枝川・東陽区民館の使用料の収納事務に係る私人委託について(103)	99
令和 5 年度定期予防接種の告示について(104)	100
犬の注射済票交付手数料収納事務の委託について(105)	118
江東区国民健康保険料の収納事務の私人委託について(106)	120
江東区後期高齢者医療保険料の収納事務の私人委託について(107)	121
令和 5 年度会計年度任用職員の報酬の額の告示について(108)	121
江東区介護保険料の収納事務の私人委託について(109)	126
令和 5 年新型コロナウイルスワクチン接種の告示について(110)	126
江東区立横十間川親水公園内ボート場使用料の収納事務に係る私人委託について(111)	133
令和 5 年度江東区一般廃棄物処理実施計画について(114)	133
江東区保育料の収納事務の私人委託について(115)	143
江東きつずクラブ A 登録利用料の収納事務に係る私人委託について(116)	143
江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務に係る私人委託について(117)	144
指定地域密着型サービス事業所の指定について(119)	144
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止について(120)	145

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の指定について(121)	145
---	-----

◎告 示 (教)

令和 5 年第 3 回江東区教育委員会定例会の招集(6)	146
------------------------------------	-----

◎告 示 (選)

江東区選挙執行規程の一部改正(8)	147
-------------------------	-----

◎区 議 会

区議会議決事項	201
(令和 5 年第 1 回定例会)	

条

例

江東区情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第2号

江東区情報公開条例の一部を改正する条例
江東区情報公開条例(平成13年3月江東区条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第33条」に、「第28条—第29条の2」を「第34条—第36条」に、「第30条—第33条」を「第37条—第40条」に改める。

第2条第2項中「作られた」を「作られる」に改める。

第5条の見出しを「(開示請求権)」に改める。

第6条の見出し中「方法」を「手続」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第1号を削り、同条第2号ア中「法令等」を「法令、東京都の条例及び区の条例(以下「法令等」という。)」に改め、同号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第7条第4号中「予防」の次に「、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」を、「おそれがある」の次に「と実施機関が認めることにつき相当の理由がある」を加え、同条第5号中「、若しくは」を「若しくは」に改め、同条第6号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号オ中「又は事業運営上」を削る。

第8条の見出しを「(部分開示)」に改め、同条第1項中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、「ときは」の次に「、開示請求者に対し」を加え、「以外の部分を」を「を除いた部分につき」に改め、同条第2項中「前条第2号」を「前条第1号」に改め、「記述等」の次に「及び個人識別符号」を

加える。

第9条中「非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)」を「不開示情報」に改める。

第10条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第11条の見出し中「決定等」を「措置」に改める。

第12条第1項ただし書中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改め、同条第2項中「実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができない」を「前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由がある」に、「速やかに延長後」を「遅滞なく、延長後」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第13条第2項を削る。

第15条の見出しを「(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)」に改め、同条第1項中「に先立ち」を「をするに当たって」に改め、同条第2項第1号中「第7条第2号イ」を「第7条第1号イ」に改める。

第16条の見出しを「(開示の実施)」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、公文書の開示を写しの交付により行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第22条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

第22条に次の2項を加える。

- 8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 9 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

第33条を第40条とし、第30条から第32条までを7条ずつ繰り下げ、第29条の2を第36条とし、第29条を第35条とし、第28条を第34条とする。

第27条中「の組織及び運営」を削り、同条を

第 3 3 条とする。

第 2 6 条の 2 を第 3 1 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(庶務)

第 3 2 条 審議会の庶務は、政策経営部広報広聴課において処理する。

第 2 6 条の見出し中「審議」を「調査審議」に改め、同条中「審議の」を「調査審議の」に改め、同条を第 3 0 条とする。

第 2 5 条を削る。

第 2 4 条の見出し中「陳述等」を「陳述」に改め、同条第 1 項中「から申出」を「の申立て」に、「ときは」を「場合には」に、「又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審議会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

第 2 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項に規定する意見の陳述」を「前項本文の場合」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条を第 2 6 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(主張書面等の提出)

第 2 7 条 審査請求人等は、審議会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審議会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 2 8 条 審議会は、必要と認める場合には、その指名する委員に、第 2 5 条第 1 項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 2 6 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 2 9 条 審議会は、第 2 5 条第 3 項の規定による資料の提出又は同条第 4 項若しくは第 2 7 条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審

査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 2 3 条第 3 項中「分類し、又は」を「分類又は」に改め、同条第 4 項中「審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書」を「審査請求人等（審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）に、「を陳述させる」を「の陳述を求める」に改め、同条を第 2 5 条とする。

第 2 2 条の次に次の 2 条を加える。

(会長)

第 2 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 2 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 3 号

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関す

る法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の開示を写しの交付により行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（開示請求の手続）

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（訂正請求の手続）

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項

各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（江東区個人情報保護審議会への諮問）

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、江東区個人情報保護審議会条例（令和5年3月江東区条例第4号）第2条に規定する江東区個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 江東区個人情報保護条例（平成10年3月江東区条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項（旧条例第53条第1項において準用する場合を含む。）又は第13条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者又は施行日前に当該業務に従事していた者

- (3) この条例の施行の際現に指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）が管理する区の公の施設の管理事務に従事している者又は施行日前において当該事務に従事していた者のうち、施行日前において旧個人情報情報の取扱いに従事していた者
- 2 施行日前に旧条例第 20 条、第 29 条又は第 35 条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 6 項第 1 号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる者
- (3) 第 1 項第 3 号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 6 項第 2 号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 5 第 3 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 5 項に規定する保有個人情報情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 6 前 3 項の規定は、区の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 第 4 条 附則第 2 条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

江東区個人情報保護審議会条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 4 号

江東区個人情報保護審議会条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
 第 2 章 設置及び組織（第 2 条—第 6 条）
 第 3 章 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第 7 条—第 12 条）
 第 4 章 雑則（第 13 条—第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

- 第 1 条 この条例は、江東区個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第 2 章 設置及び組織

（設置）

- 第 2 条 次に掲げる事項を調査審議するため、区に、江東区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び江東区議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年 3 月江東区条例第 25 号。以下「議会条例」という。）第 45 条の規定による諮問に応じた審査請求
- (2) 江東区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月江東区条例第 3 号）第 9 条及び議会条例第 50 条の規定による諮問に係る事項
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に規定する事項であって、実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ。）及び議会の諮問に係るもの

（組織）

- 第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

（委員）

- 第 4 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行

ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 8 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第3章 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

（定義）

第7条 この章において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関及び議会条例第45条の規定により審議会に諮問をした議長をいう。

- 2 この章において「保有個人情報」とは、実施機関が諮問する場合にあっては法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいい、議長が諮問する場合にあっては議会条例第20条第5号アに規定する開示決定等、議会条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は議会条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。）をいう。

（審議会の調査権限）

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めるこ

とができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人等（審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審議会は、審査請求人等の申立てがあった場合には、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第10条 審査請求人等は、審議会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審議会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第11条 審議会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第12条 審議会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は同条第4項若しくは第10条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。) にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 4 章 雑則

(調査審議手続の非公開)

- 第 1 3 条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査請求の制限)

- 第 1 4 条 この条例の規定による審議会の処分又は不作為については、審査請求をすることができない。

(庶務)

- 第 1 5 条 審議会の庶務は、政策経営部広報広聴課において処理する。

(委任)

- 第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条第 2 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第 2 条 この条例の施行の際現に江東区個人情報の保護に関する法律施行条例附則第 2 条の規定による廃止前の江東区個人情報保護条例（平成 1 0 年 3 月江東区条例第 1 0 号。以下「旧条例」という。）第 4 5 条の規定により区に置かれた同条に規定する江東区個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第 4 条第 1 項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

- 2 区長は、施行日前においても、第 4 条第 1 項の規定の例により、審議会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定によ

る委嘱を受けたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第 4 5 条第 6 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第 4 3 条又は第 4 5 条の規定により旧審議会にされた諮問は、審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 5 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成 2 7 年 1 2 月江東区条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「江東区個人情報保護条例（平成 1 0 年 3 月江東区条例第 1 0 号）第 2 条第 2 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

別表第 2 の 4 6 の項中「特別児童扶養手当関係情報」の次に「、江東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報」を加え、同表 4 7 の項中「障害者関係情報」を「医療保険給付等関係情報」に、「児童扶養手当関係情報」を「生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報」に改め、「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、江東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第6号

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年11月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3月1日、」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の170.5」を「100分の183」に、「3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）」を「6月以内」に改め、「これらの期間を」を削り、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（令和5年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 この条例による改正後の江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第2項の規定にかかわらず、令和5年6月に支給する期末手当の額は、同条第1項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における第2条に規定する議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の183（以下「支給基準率」という。）を乗じて得た額に、第8条第1項の基準日以前3月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
3月	100分の100
1月15日以上3月未満	100分の60
1月15日未満	100分の30

3 新条例第8条第3項の規定にかかわらず、令和5年6月に支給する期末手当の支給に際し、同条第1項の基準日以前3月以内の期間中、役職議員に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬月額の議員の議員報酬月額を超える額及びそのを超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に支給基準率を乗じて得た額に、前項の在職期間の区

分に応じて、その割合を乗じて得た額を加算する。

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第7号

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月江東区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「委員が」の次に「招集に応じたときその他」を加え、「旅行」を「会議等」に出席」に改め、「ときは、」の次に「順路により」を加え、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第8号

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例（昭和34年3月江東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第1条中「および」を「及び」に、「投票立会人」を「及び投票立会人」に改める。

第2条第1項中「別表の」を「別表に」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、江東区選挙管理委員会が管理する選挙における当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定

等選挙会」という。)を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、2以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合においては、1の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬額を超えることができない。

- (1) 選挙長 6, 000 円
- (2) 選挙立会人 5, 000 円

第 3 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 4 条中「基く報酬および」を「基づく報酬及び」に改める。

別表中「16, 000 円」を「18, 000 円」に、「14, 000 円」を「16, 000 円」に、「13, 000 円」を「15, 000 円」に、「12, 000 円」を「14, 000 円」に改め、同表備考中「8, 000 円」を「9, 000 円」に、「7, 000 円」を「8, 000 円」に、「6, 500 円」を「7, 500 円」に、「6, 000 円」を「7, 000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条第 4 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 9 号

江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

江東区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和 31 年 11 月江東区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、3 月に支給する場合においては 100 分の 25、6 月及び 12 月に支給する場合においては 100 分の 170.5」を「100 分の 183」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 10 号

江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

江東区監査委員の給与等に関する条例（平成 3 年 10 月江東区条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「監査委員が」の次に「会議への出席その他」を加え、同条第 3 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江東区監査委員の給与等に関する条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。

江東区民体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 11 号

江東区民体育館条例の一部を改正する条例

江東区民体育館条例（昭和 50 年 3 月江東区条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考に次のように加える。

- 3 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の 100 分の 150 相当額を上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区営運動場条例の一部を改正する条例を公

布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第12号

江東区営運動場条例の一部を改正する条例
江東区営運動場条例（昭和43年7月江東区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（開場時間）」に改め、同条第1項中「及び夜間利用時間」及び「及び別表第3」を削り、同条第2項中「及び夜間利用時間」を削る。

第9条第2項中「別表第4及び別表第5」を「別表第3及び別表第4」に改める。

別表第3を削る。

別表第4中

「 野球場」	平日	2時間	4, 200円
		夜間2時間	11, 900円
	土曜日、日曜日及び休日	2時間	5, 000円
		夜間2時間	12, 950円
庭球場	平日	1時間	1, 100円
		夜間1時間	2, 900円
	土曜日、日曜日及び休日	1時間	1, 800円
		夜間1時間	3, 600円

を

「 野球場」	平日	2時間	4, 200円
	土曜日、日曜日及び休日	2時間	5, 000円
庭球場	平日	1時間	1, 100円
	土曜日、日曜日及び休日	1時間	1, 800円

に改め、同表備考中

「2 野球場の夜間利用における利用料金のうち、4月15日から5月31日までの午後5時から午後7時までの利用については、平日は8, 800円とし、土曜日、日曜日及び休日は9, 600円とする。

3 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。」

を

「2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、

本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。」

に改め、同表を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第13号

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例

江東区夢の島総合運動場条例（平成6年3月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（開場時間）」に改め、同条第1項中「及び夜間利用時間」及び「及び別表第2」を削り、同条第2項中「及び夜間利用時間」を削る。

第9条第2項中「別表第3及び別表第4」を「別表第2及び別表第3」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中

「 平日」	2時間	2, 700円
	夜間2時間	11, 900円
土曜日、日曜日及び休日	2時間	3, 700円
	夜間2時間	12, 950円

を

「 平日」	2時間	2, 700円
土曜日、日曜日及び休日	2時間	3, 700円

に改め、同表備考4を削り、同表備考5中「夢の島競技場又は夢の島スケートボードパークの」を削り、同備考5を同表備考4とし、同表中備考6を備考5とし、備考7を備考6とし、備考8を備考7とし、備考9を備考8とし、備考10を備考9とし、同表を別表第2とし、別表第4を別表第

3 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区営プール条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 4 号

江東区営プール条例の一部を改正する条例

江東区営プール条例（昭和 4 2 年 7 月江東区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

3 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の 1 0 0 分の 1 5 0 相当額を上限とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 5 号

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 1 0 月江東区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 3

号」を「第 1 9 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 3 号中「第 2 5 条」を「第 2 5 条第 1 項」に改める。

第 2 0 条第 4 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改める。

第 2 6 条を次のように改める。

第 2 6 条 削除

第 3 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 3 6 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に、「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に改める。

第 3 7 条第 2 項及び第 3 9 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に改める。

第 5 1 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に、「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第

19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第16号

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月江東区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等

について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行きする場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があると

きは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

江東区保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 17 号

江東区保育所条例の一部を改正する条例

江東区保育所条例（昭和 36 年 3 月江東区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「江東区辰巳第二保育園 東京都江東区辰巳一丁目 10 番 65 - 101 号」を

「江東区辰巳第二保育園 東京都江東区辰巳一丁目 2 番 4 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 18 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（江東区こども発達センター条例の一部改正）

第 1 条 江東区こども発達センター条例（平成 5 年 3 月江東区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（江東区障害者福祉センター条例の一部改正）

第 2 条 江東区障害者福祉センター条例（昭和 57 年 10 月江東区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（江東区障害者通所支援施設条例の一部改正）

第 3 条 江東区障害者通所支援施設条例（平成 2

年 3 月江東区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（江東区リバーハウス東砂条例の一部改正）

第 4 条 江東区リバーハウス東砂条例（平成 8 年 12 月江東区条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区老朽空家等対策審議会条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 19 号

江東区老朽空家等対策審議会条例

（設置）

第 1 条 老朽建築物及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等（以下「老朽空家等」という。）に関する施策について必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、江東区老朽空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 老朽空家等の対策に関する計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、老朽空家等に関する施策の実施に関すること。

（組織）

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（専門部会）

第9条 審議会は、効率的な調査審議を図るため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

（庶務）

第10条 審議会及び専門部会の庶務は、都市整備部建築調整課において処理する。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

江東区私道整備助成条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第20号

江東区私道整備助成条例の一部を改正する条例

江東区私道整備助成条例（昭和42年12月江東区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「600万円」を「1,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江東区私道整備助成

条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第21号

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例

江東区立児童遊園条例（昭和52年6月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表同万年橋児童遊園の項を次のように改める。

同 園	万年橋児童遊園	同	清澄一丁目8番1号
		同	清澄二丁目14番9号
		同	常盤一丁目2番7号
		同	常盤一丁目18番1号

別表同猿江橋児童遊園の項を次のように改める。

同 園	猿江橋児童遊園	同	森下五丁目12番1号
		同	森下五丁目13番1号
		同	猿江一丁目1番2号
		同	猿江一丁目15番9号

別表同清水橋児童遊園の項を次のように改める。

同 園	清水橋児童遊園	同	毛利二丁目11番1号
		同	毛利二丁目13番4号
		同	毛利二丁目13番4号

別表同松島橋児童遊園の項を次のように改める。

同 遊園	松島橋児童遊園	同	南砂一丁目21番1号
		同	南砂一丁目22番1号
		同	南砂二丁目32番9号
		同	南砂二丁目32番9号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第22号

江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月江東区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

- 第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができする方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長」を加え、同項第 4 号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状」に改め、同項第 5 号中「した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次

の 1 号を加える。

- (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、区長が適当と認めたもの
第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 13 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（安全計画の策定等に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 23 号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一

部を改正する条例

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月江東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「7,059円」を「7,194円」に、「8,730円」を「8,820円」に、「11,448円」を「11,481円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「6,135円」を「6,240円」に、「7,215円」を「7,260円」に、「8,937円」を「8,943円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第24号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

江東区事務手数料条例（昭和33年3月江東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6中85の項を88の項とし、71の項から84の項までを3項ずつ繰り下げ、同表70の項中「に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「に基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同表

73の項とし、同表69の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定」に改め、「（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同表72の項とし、同表68の項を同表71の項とし、同表67の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同項を同表70の項とし、同表66の項を同表69の項とし、同表65の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同項を同表68の項とし、同表中64の項を67の項とし、43の項から63の項までを3項ずつ繰り下げ、42の項を44の項とし、同項の次に次のように加える。

45 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき160,000円	許可申請のとき
--	--------------------------	---------------	---------

別表第6中41の項を43の項とし、同表40の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同項を同表42の項とし、同表中39の項を40の項とし、同項の次に次のように加える。

41 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき160,000円	許可申請のとき
--	------------------	---------------	---------

別表第6中38の項を39の項とし、35の項から37の項までを1項ずつ繰り下げ、34の項の次に次のように加える。

35 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき28,000円	認定申請のとき
--	-------------------	--------------	---------

別表第 7 の 1 の部(1)の款イの項中

「	(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 戸のもの	4, 7 0 0 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	9, 4 0 0 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6 戸以上 1 0 戸以下のもの	1 6, 0 0 0 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	2 7, 0 0 0 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	4 5, 0 0 0 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	8 2, 0 0 0 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	1 3 1, 0 0 0 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	1 7 0, 0 0 0 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 3 0 1 戸以上のもの	1 8 5, 0 0 0 円
			」

を削り、

「	(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住戸の部分 (人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が 1 戸のもの	4, 7 0 0 円
			建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	9, 4 0 0 円
			建築物の総戸数が 6 戸以上 1 0 戸以下のもの	1 6, 0 0 0 円
			建築物の総戸数が 1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	2 7, 0 0 0 円
			建築物の総戸数が 2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	4 5, 0 0 0 円
			建築物の総戸数が 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	8 2, 0 0 0 円
			建築物の総戸数が 1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	1 3 1, 0 0 0 円
			建築物の総戸数が 2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	1 7 0, 0 0 0 円
			建築物の総戸数が 3 0 1 戸以上のもの	1 8 5, 0 0 0 円
		ii 共用廊下等の部分 (住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの	9, 3 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 6, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	2 6, 0 0 0 円
			当該部分の床面積の合計が 2, 0 0	8 0, 0 0 0 円

		0平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	126,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	160,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
	iii 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	80,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	126,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	160,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円

を「

(ア) 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円
(イ) 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方	16,000円

	メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	2 6, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え、5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	8 0, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートルを超え、1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 2 6, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え、2 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 6 0, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	2 0 0, 0 0 0 円
(ウ) 非住宅の部分 (住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの	9, 3 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 6, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	2 6, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え、5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	8 0, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートルを超え、1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 2 6, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え、2 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 6 0, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	2 0 0, 0 0 0 円

に改め、同部(2)の款アの項中

「ア 一戸建て住宅	3 5, 0 0 0 円
-----------	--------------

を

「ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準 (住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準 (令和 4 年国土交通省告示第 1 1 0 6 号) をいう。以下同じ。) による場合	2 1, 0 0 0 円
	誘導仕様基準以外による場合	3 5, 0 0 0 円

に改め、同款イの項中

「(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 戸のもの	3 5, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	6 9, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6 戸以上 1 0 戸以下のもの	9 7, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	1 3 7, 0 0 0 円

の	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	600,000円

を削り、

「(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円
	ii 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	138,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	180,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	280,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	359,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	429,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円

iii 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの	2 4 2, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	3 0 0, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	3 8 4, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え、5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	5 4 6, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートルを超え、1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	6 7 0, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え、2 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	7 8 9, 0 0 0 円
	当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	9 0 0, 0 0 0 円

を
「

(7) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が 1 戸のもの	2 1, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	3 9, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 6 戸以上 1 0 戸以下のもの	5 6, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	8 0, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	1 2 0, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	1 8 2, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	2 6 1, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	3 4 0, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 3 0 1 戸以上のもの	3 9 0, 0 0 0 円
	誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が 1 戸のもの	3 5, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	6 9, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 6 戸以上 1 0 戸以下のもの	9 7, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	1 3 7, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	1 9 7, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	2 8 3, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	3 8 5, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	5 0 8, 0 0 0 円

		建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円
(イ) 共用部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	138,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	180,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	280,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	359,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	429,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
(ウ) 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	300,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	384,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	546,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	670,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	789,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円

に改め、同表2の部(1)の款イの項中

(7) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	3,300円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上のもの	58,000円

	る戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	93,000 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	122,000 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 301 戸以上のもの	134,000 円

を削り、

「

(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住戸の部分	建築物の総戸数が 1 戸のもの	3,300 円
		建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	6,600 円
		建築物の総戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	11,000 円
		建築物の総戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	19,000 円
		建築物の総戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	32,000 円
		建築物の総戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	58,000 円
		建築物の総戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	93,000 円
		建築物の総戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	122,000 円
		建築物の総戸数が 301 戸以上のもの	134,000 円
	ii 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	6,500 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	18,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	56,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	88,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以内のもの	112,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	140,000 円
	iii 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	6,500 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円

	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円

を「

(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円
(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円

当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 1, 0 0 0 円
当該部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 8, 0 0 0 円
当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え、5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	5 6, 0 0 0 円
当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートルを超え、1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	8 8, 0 0 0 円
当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え、2 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 1 2, 0 0 0 円
当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	1 4 0, 0 0 0 円

に改め、同部(2)の款アの項中

「ア 一戸建て住宅	1 8, 0 0 0 円
-----------	--------------

を

「ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	1 5, 0 0 0 円
	誘導仕様基準以外による場合	1 8, 0 0 0 円

に改め、同款イの項中

「(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 戸のもの	1 8, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	3 7, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6 戸以上 1 0 戸以下のもの	5 2, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	7 4, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	1 0 8, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	1 5 9, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	2 2 1, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	2 9 1, 0 0 0 円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 3 0 1 戸以上のもの	3 4 2, 0 0 0 円

を削り、

「(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住戸の部分	建築物の総戸数が 1 戸のもの	1 8, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	3 7, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 6 戸以上 1 0 戸以下のもの	5 2, 0 0 0 円
		建築物の総戸数が 1 1 戸以上 2 5 戸	7 4, 0 0 0 円

		以下のもの	
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000円
	ii 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	72,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	96,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	156,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	205,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	247,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000円
	iii 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	154,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	198,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	290,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	427,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円

を「

(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	15,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000円

		建築物の総戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	40,000 円
		建築物の総戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	56,000 円
		建築物の総戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	85,000 円
		建築物の総戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	128,000 円
		建築物の総戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	184,000 円
		建築物の総戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	241,000 円
		建築物の総戸数が 301 戸以上のもの	278,000 円
	誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が 1 戸のもの	18,000 円
		建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	37,000 円
		建築物の総戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	52,000 円
		建築物の総戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	74,000 円
		建築物の総戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	108,000 円
		建築物の総戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	159,000 円
		建築物の総戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	221,000 円
		建築物の総戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	291,000 円
		建築物の総戸数が 301 戸以上のもの	342,000 円
	(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	57,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	72,000 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	96,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	156,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	205,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以内のもの	247,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	290,000 円
	(ロ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	123,000 円

	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	198,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	290,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	361,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	427,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円

に改め、同表備考を削る。

別表第8の3の部(1)の款イの項中

「	(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円

を削り、

「	(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
		ii 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円

	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	128,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	201,000円

を
「

(ア) 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分という。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	9,700円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	21,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	46,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	81,000円
(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	9,700円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	16,700円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	27,100円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	80,400円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	128,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	201,000円

に改め、同部(2)の款アの項中

「

ア 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	34,400円
	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	38,400円

を
「

ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	20,000円
		当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	22,000円
	誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	34,400円
		当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	38,400円

に改め、同款イの項中

「	(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円

」

を削り、

「	(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
		ii 非住宅部分	モデル建築物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円

	の項において同じ。)による場合		
	標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基準に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円

を「

(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円
	誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	110,700円

に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円

に改め、同表4の部(1)の款イの項中

「(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
	当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
	当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円

を削り、

「(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円

	ii 非住宅部分	ル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	32,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	57,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	6,900 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	11,800 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	19,100 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	56,400 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	90,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	113,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	141,000 円

を

「

(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	6,900 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	15,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	32,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	57,000 円
(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	6,900 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	11,800 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	19,100 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	56,400 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	90,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	113,000 円

	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円	」
--	-------------------------------	----------	---

に改め、同部(2)の款アの項中

「ア 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	」
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	

を

「ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円	」
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円	
	誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	

に改め、同款イの項中

「(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	」
	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
	当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
	当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	

を削り、

「(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	」
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	
	ii モデル建物法による場合 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	260,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	260,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	260,000円	

		標準入力法等による場合	00平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

を

「

(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円
	誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円

	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

に改め、同表5の部(2)の款アの項中「(ア) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)」に、「(イ) モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)」に、「(ウ) 仕様基準」を「仕様基準」に改め、「同じ。」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、同款イの項中「i 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう」を「性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ」に、「ii フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう」を「フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ」に、「iii 仕様基準」を「仕様基準又は誘導仕様基準」に、「i モデル建物法」を「モデル建物法」に、「ii 標準入力法等」を「標準入力法等」に改める。

別表第8備考1中「5の部(2)の款イの項(イ)の

ii」を「5の部(2)の款イの項(イ)」に改め、同表備考2中「3の部(2)の款イの項(イ)のii」を「3の部(2)の款イの項(イ)」に、「4の部(2)の款イの項(イ)のii」を「4の部(2)の款イの項(イ)」に改め、同表備考11から備考13までを削り、同表備考14中「向上計画認定申請手数料等」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。))」を加え、「一の建築物の」を削り、同備考14を同表備考11とし、同表備考15中「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。))」を「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。))又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。))」に改め、「一の建築物の」を削り、同備考15を同表備考12とし、同表備考16を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、令和5年4月1日から

施行する。

(経過措置)

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 6 8 号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 4 条第 1 項の認定を受けている又は同法第 5 3 条第 1 項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第 5 5 条第 1 項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の江東区事務手数料条例別表第 7 の 2 の部の規定は、なおその効力を有する。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 6 7 号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 3 5 条第 1 項の認定を受けている又は同法第 3 4 条第 1 項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第 3 6 条第 1 項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の江東区事務手数料条例別表第 8 の 4 の部の規定は、なおその効力を有する。

江東区議会の個人情報の保護に関する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 2 5 号

江東区議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 個人情報等の取扱い（第 4 条—第 1 6 条）
- 第 3 章 個人情報ファイル（第 1 7 条）
- 第 4 章 開示、訂正及び利用停止
 - 第 1 節 開示（第 1 8 条—第 3 0 条）
 - 第 2 節 訂正（第 3 1 条—第 3 7 条）
 - 第 3 節 利用停止（第 3 8 条—第 4 3 条）
 - 第 4 節 審査請求（第 4 4 条—第 4 6 条）
- 第 5 章 雑則（第 4 7 条—第 5 2 条）
- 第 6 章 罰則（第 5 3 条—第 5 7 条）
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、江東区議会（以下「議会」

という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、江東区情報公開条例（平成13年3月江東区条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- （議会の責務）
- 第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 第2章 個人情報等の取扱い
（個人情報の保有の制限等）
- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならな

い。

- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第 5 条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第 6 条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第 7 条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第 8 条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 9 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第 10 条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年

法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第 53 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第 20 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2 条第 8 項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由がある

とき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の係又は職員に限るものとする。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法

		第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

- 第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために

必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 4 1 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第 1 6 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 4 3 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 3 章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、

それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 1 号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第 2 号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第 1 項、第 3 1 条第 1 項又は第 3 8 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第 3 1 条第 1 項ただし書又は第 3 8 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学

術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手續）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る

保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第7条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務

員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第 2 4 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地

方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 2 1 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 2 2 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 2 3 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 2 4 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、

この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その

他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けようとする者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出な

なければならない。

- 4 前項の規定による申出は、第 24 条第 1 項に規定する通知があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第 29 条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る手数料)

第 30 条 この条例の規定による保有個人情報の閲覧については、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の開示を写しの交付により行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第 2 節 訂正

(訂正請求権)

第 31 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 38 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 48 条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第 33 条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第 34 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 35 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 32 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1） 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2） 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記

載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1） 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2） 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3） 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 4 3 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第 4 節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 4 4 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第 4 5 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、江東区個人情報保護審議会条例（令和 5 年 3 月江東区条例第 4 号）第 2 条に規定する江東区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審

査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第 2 号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第 4 6 条 第 2 7 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 5 章 雑則

(適用除外)

第 4 7 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 4 8 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例を公布する。

令和5年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第26号

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者であって、規則で定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。
- (3) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。
- (4) 名簿情報 法第49条の11第1項に規定する名簿情報をいう。
- (5) 避難支援等関係者 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者であって、規則で定めるものをいう。

（名簿情報の提供）

第3条 区長は、法第49条の11第2項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、区の区域を管轄する警察署及び消防署、社会福祉法人江東区社会福祉協議会並びに拠点避難所（通信機能を有し、地域の情報収集の活動拠点として区が設置した避難所をいう。）に名簿情報を提供する場合は、本人の同意を得ることを要しない。

3 区長は、法第49条の11第3項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身

体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報の管理状況の報告等)

第 4 条 区長は、提供した名簿情報の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、第 3 条の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等」という。）に対し、当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えい防止のための措置)

第 5 条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、当該名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(名簿情報の利用及び提供の制限)

第 6 条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(秘密保持義務)

第 7 条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第 49 条の 13 の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法第 49 条の 11 第 2 項の規定により提供されている名簿情報は、第 3 条第 1 項の規定により提供された名簿情報とみなす。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 27 号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江東区国民健康保険条例（昭和 34 年 11 月江東区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「42 万円」を「50 万円」に改める。

第 15 条の 4 第 1 号中「100 分の 7.16」を「100 分の 7.17」に改め、同条第 2 号中「4 万 2,100 円」を「4 万 5,000 円」に改める。

第 15 条の 12 第 1 号中「100 分の 2.28」を「100 分の 2.42」に改め、同条第 2 号中「1 万 3,200 円」を「1 万 5,100 円」に改める。

第 15 条の 16 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 16 条の 4 第 1 号中「100 分の 2.31」を「100 分の 2.23」に改め、同条第 2 号中「1 万 6,600 円」を「1 万 6,200 円」に改める。

第 19 条の 2 各号列記以外の部分中「20 万円」を「22 万円」に改め、同条第 1 号ア中「2 万 9,470 円」を「3 万 1,500 円」に改め、同号イ中「9,240 円」を「1 万 5,700 円」に改め、同号ウ中「1 万 1,620 円」を「1 万 1,340 円」に改め、同条第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同号ア中「2 万 1,050 円」を「2 万 2,500 円」に改め、同号イ中「6,600 円」を「7,550 円」に改め、同号ウ中「8,300 円」を「8,100 円」に改め、同条第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改め、同号ア中「8,420 円」を「9,000 円」に改め、同号イ中「2,640 円」を「3,020 円」に改め、同号ウ中「3,320 円」を「3,240 円」に改める。

第 19 条の 4 第 1 号ア中「6,315 円」を「6,750 円」に改め、同号イ中「1 万 5,250 円」を「1 万 1,250 円」に改め、同号ウ中「1 万 6,840 円」を「1 万 8,000 円」に改め、同号エ中「2 万 1,050 円」を「2 万 2,500 円」に改め、同条第 2 号ア中「1,980 円」を「2,265 円」に改め、同号イ中「3,300 円」を「3,775 円」に改め、同号ウ中「5,280 円」を「6,040 円」に改め、同号エ中「6,600 円」を「7,550 円」に改める。

第 25 条の 5 第 2 項中「雇用保険受給資格者証」

の次に「又は同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、第25条の5第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

告

示

◎江東区告示第64号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年3月6日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第67号

令和5年3月8日、江東区議会の議決を経た、令和4年度補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月8日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和4年度江東区一般会計補正予算（第7号）
- 2 令和4年度江東区国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度江東区介護保険会計補正予算（第2号）
- 4 令和4年度江東区後期高齢者医療保険会計補正予算（第1号）

令和 4 年度江東区一般会計補正予算 (第 7 号)

令和 4 年度江東区一般会計補正予算 (第 7 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 11,747,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 250,271,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(特別区債の補正)

第 4 条 特別区債の変更は、「第 4 表特別区債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	特 別 区 税	55,574,155	3,287,058	58,861,213
	1 特 別 区 民 税	51,526,785	3,062,586	54,589,371
	2 軽 自 動 車 税	224,961	△ 5,456	219,505
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,787,849	201,983	3,989,832
	4 入 湯 税	34,560	27,945	62,505
3	特 別 区 交 付 金	61,949,632	3,100,000	65,049,632
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	61,949,632	3,100,000	65,049,632
4	利 子 割 交 付 金	128,000	63,000	191,000
	1 利 子 割 交 付 金	128,000	63,000	191,000
5	配 当 割 交 付 金	881,000	18,000	899,000
	1 配 当 割 交 付 金	881,000	18,000	899,000
7	地 方 消 費 税 交 付 金	12,259,000	1,695,000	13,954,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	12,259,000	1,695,000	13,954,000
12	分 担 金 及 び 負 担 金	3,818,291	△ 171,752	3,646,539
	1 負 担 金	3,818,291	△ 171,752	3,646,539
13	使 用 料 及 び 手 数 料	2,947,091	44,569	2,991,660
	1 使 用 料	2,161,172	54,346	2,215,518
	2 手 数 料	785,919	△ 9,777	776,142
14	国 庫 支 出 金	48,962,121	1,074,260	50,036,381
	1 国 庫 負 担 金	39,247,160	△ 1,745,185	37,501,975
	2 国 庫 補 助 金	9,697,959	2,819,445	12,517,404

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	21,311,706	△ 1,046,447	20,265,259
	1 都 負 担 金	10,175,402	△ 433,507	9,741,895
	2 都 補 助 金	9,133,687	△ 487,458	8,646,229
	3 都 委 託 金	2,002,617	△ 125,482	1,877,135
16	財 産 収 入	373,998	77,367	451,365
	1 財 産 運 用 収 入	373,981	71,235	445,216
	2 財 産 売 払 収 入	17	6,132	6,149
17	寄 付 金	1,310	118,994	120,304
	1 寄 付 金	1,310	118,994	120,304
18	繰 入 金	36,345,621	△20,285,920	16,059,701
	1 基 金 繰 入 金	36,345,621	△20,285,920	16,059,701
20	諸 収 入	2,742,177	90,871	2,833,048
	1 延滞金加算金及び過料	30,031	59	30,090
	2 預 金 利 子	98	50	148
	4 受 託 事 業 収 入	326,456	△ 42,932	283,524
	6 雑 入	1,428,822	133,694	1,562,516
21	特 別 区 債	1,385,000	188,000	1,573,000
	1 特 別 区 債	1,385,000	188,000	1,573,000
	歳 入 合 計	262,018,000	△11,747,000	250,271,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議 会 費	892,922	△ 38,058	854,864
	1 議 会 費	892,922	△ 38,058	854,864
2	総 務 費	30,549,871	135,537	30,685,408
	1 総 務 管 理 費	19,700,385	793,634	20,494,019
	2 徴 税 費	1,282,300	△ 94,668	1,187,632
	3 戸籍及び住民基本台帳費	1,610,264	△ 162,928	1,447,336
	4 選 挙 費	363,957	△ 37,013	326,944
	5 統 計 調 査 費	74,467	△ 16,334	58,133
	6 地 域 振 興 費	7,400,846	△ 305,184	7,095,662
	7 監 査 委 員 費	117,652	△ 41,970	75,682
3	民 生 費	114,157,093	△ 7,717,833	106,439,260
	1 社 会 福 祉 費	27,724,584	△ 1,580,319	26,144,265
	2 高 齢 者 福 祉 費	6,550,501	△ 639,741	5,910,760
	3 児 童 福 祉 費	58,831,042	△ 5,249,725	53,581,317
	4 生 活 保 護 費	21,050,966	△ 248,048	20,802,918
4	衛 生 費	32,342,200	△ 3,430,430	28,911,770
	1 衛 生 管 理 費	3,834,136	△ 152,122	3,682,014
	2 環 境 衛 生 費	518,115	△ 8,066	510,049
	3 公 衆 衛 生 費	20,188,139	△ 3,295,242	16,892,897
	4 清 掃 費	7,801,810	25,000	7,826,810
5	産 業 経 済 費	4,839,565	△ 857,665	3,981,900
	1 商 工 費	4,839,565	△ 857,665	3,981,900

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	土 木 費	14,355,894	△ 1,707,889	12,648,005
	1 土 木 管 理 費	1,264,731	△ 46,912	1,217,819
	2 道 路 橋 梁 費	5,015,265	△ 242,365	4,772,900
	3 河 川 費	1,126,849	△ 130,483	996,366
	4 公 園 費	2,812,576	△ 161,958	2,650,618
	5 都 市 整 備 費	4,136,473	△ 1,126,171	3,010,302
7	教 育 費	44,111,335	△ 1,927,450	42,183,885
	1 教 育 総 務 費	19,476,770	△ 747,531	18,729,239
	2 小 学 校 費	13,112,467	△ 763,412	12,349,055
	3 中 学 校 費	7,535,057	△ 280,935	7,254,122
	5 幼 稚 園 費	1,725,942	△ 93,552	1,632,390
	6 社 会 教 育 費	2,219,494	△ 42,020	2,177,474
8	公 債 費	2,648,121	△ 27,441	2,620,680
	1 公 債 費	2,648,121	△ 27,441	2,620,680
9	諸 支 出 金	17,820,999	3,824,229	21,645,228
	2 特 別 会 計 繰 出 金	13,048,213	305,552	13,353,765
	3 諸 費	4,772,785	3,518,677	8,291,462
	歳 出 合 計	262,018,000	△11,747,000	250,271,000

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
3	民 生 費		4,180
	2 高 齢 者 福 祉 費	福祉会館管理運営事業	4,180
4	衛 生 費		13,397
	3 公 衆 衛 生 費	出産・子育て応援交付金事業	9,267
	4 清 掃 費	清掃事務所管理運営事業	4,130
	合 計		17,577

第 3 表 債務負担行為補正
追加

事 項 名	期 間	限 度 額
		千円
認知症高齢者グループホーム整備事業 ((仮称) グループホームむつみ園)	令和 5 年度	83,160
認知症高齢者グループホーム整備事業 ((仮称) グループホーム扇苑深川)	令和 5 年度	13,860

変更

事 項 名	区 分	期 間	限 度 額
			千円
第二大島小学校改築事業	補正前	令和 5 年度 ～ 令和 6 年度	3,151,146
	補正後		3,417,920

第4表 特別債補正
変更

起債目的	区分	起債限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法
義務教育施設 整備事業	補正前	905,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
	補正後	1,093,000			

令和 4 年度江東区国民健康保険会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度江東区国民健康保険会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 230,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,570,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国 民 健 康 保 険 料	11,023,217	△ 671,444	10,351,773
	1 国 民 健 康 保 険 料	11,023,217	△ 671,444	10,351,773
4	国 庫 支 出 金	1	1,936	1,937
	1 国 庫 補 助 金	1	1,936	1,937
5	都 支 出 金	32,236,061	△ 641,358	31,594,703
	1 都 補 助 金	32,236,060	△ 641,358	31,594,702
6	繰 入 金	4,502,458	526,996	5,029,454
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,502,458	526,996	5,029,454
7	繰 越 金	1,000,000	513,235	1,513,235
	1 繰 越 金	1,000,000	513,235	1,513,235
8	諸 収 入	38,257	40,635	78,892
	2 預 金 利 子	15	11	26
	3 雑 入	38,238	40,624	78,862
	歳 入 合 計	48,800,000	△ 230,000	48,570,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	732,348	△ 55,141	677,207
	1 総 務 管 理 費	633,769	△ 48,747	585,022
	2 徴 収 費	98,579	△ 6,394	92,185
2	保 険 給 付 費	32,243,451	△ 726,916	31,516,535
	1 療 養 諸 費	27,768,978	△ 493,919	27,275,059
	2 高 額 療 養 費	4,208,279	△ 200,875	4,007,404
	4 出 産 育 児 諸 費	169,745	△ 36,960	132,785
	5 葬 祭 費	47,600	△ 7,140	40,460
	6 結核・精神医療給付金	43,749	978	44,727
	7 傷 病 手 当 金	3,600	11,000	14,600
6	保 健 事 業 費	472,023	△ 48,997	423,026
	1 特定健康診査等事業費	433,007	△ 33,217	399,790
	2 保 健 事 業 費	39,016	△ 15,780	23,236
8	諸 支 出 金	158,433	601,054	759,487
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	158,433	601,054	759,487
歳 出 合 計		48,800,000	△ 230,000	48,570,000

令和4年度江東区介護保険会計補正予算（第2号）

令和4年度江東区介護保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,242,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,421,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保 険 料	7,873,066	△ 34,531	7,838,535
	1 介 護 保 険 料	7,873,066	△ 34,531	7,838,535
3	国 庫 支 出 金	8,214,912	△ 168,806	8,046,106
	1 国 庫 負 担 金	6,454,261	△ 183,664	6,270,597
	2 国 庫 補 助 金	1,760,651	14,858	1,775,509
4	支 払 基 金 交 付 金	9,980,455	△ 309,420	9,671,035
	1 支 払 基 金 交 付 金	9,980,455	△ 309,420	9,671,035
5	都 支 出 金	5,503,020	△ 173,132	5,329,888
	1 都 負 担 金	5,208,482	△ 161,160	5,047,322
	2 都 補 助 金	294,537	△ 11,972	282,565
6	財 産 収 入	794	△ 7	787
	1 財 産 運 用 収 入	794	△ 7	787
7	繰 入 金	7,058,730	△ 556,106	6,502,624
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,114,476	△ 211,852	5,902,624
	2 基 金 繰 入 金	944,254	△ 344,254	600,000
9	諸 収 入	9,629	2	9,631
	2 預 金 利 子	27	2	29
歳 入 合 計		39,663,000	△1,242,000	38,421,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	821,376	△ 69,017	752,359
	1 総 務 管 理 費	399,509	△ 51,017	348,492
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	359,793	△ 18,000	341,793
2	保 険 給 付 費	35,885,374	△1,061,000	34,824,374
	1 介 護 サービス等諸費	33,781,148	△ 910,500	32,870,648
	2 介護予防サービス等諸費	777,660	△ 40,500	737,160
	4 高額介護サービス等費	1,105,776	△ 80,000	1,025,776
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	182,400	△ 30,000	152,400
4	地 域 支 援 事 業 費	1,908,984	△ 92,000	1,816,984
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,059,084	△ 84,000	975,084
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	17,740	△ 1,000	16,740
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	829,703	△ 7,000	822,703
5	基 金 積 立 金	724,187	△ 176,983	547,204
	1 基 金 積 立 金	724,187	△ 176,983	547,204
6	諸 支 出 金	223,078	157,000	380,078
	1 償還金及び還付加算金	223,078	157,000	380,078
歳 出 合 計		39,663,000	△1,242,000	38,421,000

令和 4 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 286,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,621,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	4,951,877	175,382	5,127,259
	1 後期高齢者医療保険料	4,951,877	175,382	5,127,259
3	広域連合支出金	3,409	28,128	31,537
	1 広域連合補助金	3,409	28,128	31,537
4	繰 入 金	5,978,669	△ 131,532	5,847,137
	1 一般会計繰入金	5,978,669	△ 131,532	5,847,137
5	繰 越 金	50,000	103,630	153,630
	1 繰 越 金	50,000	103,630	153,630
6	諸 収 入	351,044	110,392	461,436
	2 償還金及び還付加算金	2,247	1,137	3,384
	4 受託事業収入	346,132	4,898	351,030
	5 雑 入	2,654	104,357	107,011
	歳 入 合 計	11,335,000	286,000	11,621,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	221,618	△ 31,721	189,897
	1 総 務 管 理 費	192,673	△ 31,721	160,952
2	保 険 給 付 費	217,000	22,680	239,680
	1 葬 祭 費	217,000	22,680	239,680
3	広 域 連 合 納 付 金	10,475,666	317,070	10,792,736
	1 広 域 連 合 分 賦 金	10,475,666	317,070	10,792,736
4	保 健 事 業 費	355,317	△ 19,067	336,250
	1 保 健 事 業 費	355,317	△ 19,067	336,250
5	諸 支 出 金	15,399	△ 2,962	12,437
	1 償還金及び還付加算金	15,399	△ 2,962	12,437
歳 出 合 計		11,335,000	286,000	11,621,000

◎江東区告示第 6 9 号

次のとおり、秀林外語専門学校の目的変更を認可した。

令和 5 年 3 月 1 0 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 申 請 者 秀林外語専門学校設置者
学校法人金井学園
理事長 申 景浩
- 2 所 在 地 東京都江東区大島三丁目 4
番 7 号
- 3 目的変更年月日 令和 5 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 7 0 号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和 5 年 2 月 2 0 日付け関東地方整備局告示第 3 8 号に係る東京都市計画公園事業の事業計画の変更について、国土交通省関東地方整備局長から都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則

（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号）第 4 9 条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和 5 年 3 月 1 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課
------	---

◎江東区告示第 7 1 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認を行ったので、法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 1 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

施設名	設置者	所在地	確認年月日	施設等の
-----	-----	-----	-------	------

				種 類
P e r s o n a l S c h o o l L E O	一般社 団法人 地球の 楽好	江東区 南砂5 - 19 - 2ベ ルコー ポ10 1	令和5年1 月9日	認 可 外 保 育 施 設

◎江東区告示第73号

令和5年3月15日、江東区議会の議決を経た、
令和5年度当初予算を地方自治法（昭和22年法
律第67号）第219条第2項の規定に基づき、
次のとおり公表する。

令和5年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 令和5年度江東区一般会計予算
- 2 令和5年度江東区国民健康保険会計予算
- 3 令和5年度江東区介護保険会計予算
- 4 令和5年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和 5 年度江東区一般会計予算

令和 5 年度江東区一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 237,004,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(特別区債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表特別区債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1	特 別 区 税	58,823,556
	1 特 別 区 民 税	54,696,828
	2 軽 自 動 車 税	226,490
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,830,240
	4 入 湯 税	69,998
2	地 方 譲 与 税	721,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	165,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	498,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	58,000
3	特 別 区 交 付 金	62,332,995
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	62,332,995
4	利 子 割 交 付 金	187,000
	1 利 子 割 交 付 金	187,000
5	配 当 割 交 付 金	970,000
	1 配 当 割 交 付 金	970,000
6	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	941,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	941,000
7	地 方 消 費 税 交 付 金	14,494,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	14,494,000
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,000
9	環 境 性 能 割 交 付 金	201,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	201,000
10	地 方 特 例 交 付 金	433,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	433,000

款	項	金 額
11	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	千円 44,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	44,000
12	分 担 金 及 び 負 担 金	4,064,259
	1 負 担 金	4,064,259
13	使 用 料 及 び 手 数 料	2,970,562
	1 使 用 料	2,174,973
	2 手 数 料	795,589
14	国 庫 支 出 金	40,886,254
	1 国 庫 負 担 金	37,200,641
	2 国 庫 補 助 金	3,670,517
	3 国 庫 委 託 金	15,096
15	都 支 出 金	20,222,515
	1 都 負 担 金	10,338,083
	2 都 補 助 金	8,252,755
	3 都 委 託 金	1,631,677
16	財 産 収 入	431,356
	1 財 産 運 用 収 入	431,340
	2 財 産 売 払 収 入	16
17	寄 付 金	1,310
	1 寄 付 金	1,310
18	繰 入 金	19,666,695
	1 基 金 繰 入 金	19,666,695
19	繰 越 金	3,600,000
	1 繰 越 金	3,600,000

款	項	金 額
		千円
20	諸 収 入	2,691,498
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	26,749
	2 預 金 利 子	115
	3 貸 付 金 元 利 収 入	441,722
	4 受 託 事 業 収 入	392,943
	5 収 益 事 業 収 入	600,000
	6 雑 入	1,229,969
21	特 別 区 債	3,299,000
	1 特 別 区 債	3,299,000
	歳 入 合 計	237,004,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	議 会 費	907,992
	1 議 会 費	907,992
2	総 務 費	26,876,018
	1 総 務 管 理 費	16,994,382
	2 徴 税 費	1,351,524
	3 戸 籍 及 び 住 民 基 本 台 帳 費	1,589,257
	4 選 挙 費	376,913
	5 統 計 調 査 費	92,411
	6 地 域 振 興 費	6,364,931
	7 監 査 委 員 費	106,600
3	民 生 費	111,478,394
	1 社 会 福 祉 費	22,664,298
	2 高 齢 者 福 祉 費	8,015,330
	3 児 童 福 祉 費	59,867,970
	4 生 活 保 護 費	20,930,796
4	衛 生 費	25,223,258
	1 衛 生 管 理 費	3,975,252
	2 環 境 衛 生 費	563,058
	3 公 衆 衛 生 費	11,893,545
	4 清 掃 費	8,791,403
5	産 業 経 済 費	4,230,467
	1 商 工 費	4,230,467

款	項	金 額
		千円
6	土 木 費	16,818,002
	1 土 木 管 理 費	1,534,981
	2 道 路 橋 梁 費	6,260,347
	3 河 川 費	1,277,672
	4 公 園 費	4,099,701
	5 都 市 整 備 費	3,645,301
7	教 育 費	35,263,174
	1 教 育 総 務 費	12,816,026
	2 小 学 校 費	11,187,290
	3 中 学 校 費	6,847,146
	4 校 外 施 設 費	54,964
	5 幼 稚 園 費	1,710,874
	6 社 会 教 育 費	2,646,874
8	公 債 費	2,208,146
	1 公 債 費	2,208,146
9	諸 支 出 金	13,698,549
	1 競 馬 組 合 分 担 金	1
	2 特 別 会 計 繰 出 金	13,268,548
	3 諸 費	430,000
10	予 備 費	300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		237,004,000

第 2 表 債務負担行為

事 項 名	期 間	限 度 額
庁舎維持管理事業 (本庁舎外壁タイル補修・冷暖房機取替 工事等)	令和 6 年度	千円 258,150
庁舎維持管理事業 (本庁舎非常用発電機制御盤オーバーホ ール)	令和 6 年度	69,410
防災センター改修事業	令和 6 年度	519,800
夢の島競技場改修事業	令和 6 年度	108,060
江東公会堂改修事業 (実施設計委託)	令和 6 年度	197,286
障害児(者)通所支援施設管理運営事業 (こども発達扇橋センター)	令和 6 年度	77,900
特別養護老人ホーム等(第 16 特養)整 備事業 (整備費補助金)	令和 6 年度 ～ 令和 7 年度	144,797
介護専用型ケアハウス整備事業 (整備費補助金)	令和 6 年度 ～ 令和 7 年度	34,393
都市型軽費老人ホーム整備事業 (整備費補助金)	令和 6 年度 ～ 令和 7 年度	96,000
北砂ホーム改修事業	令和 6 年度	1,622,990

事 項 名	期 間	限 度 額
		千円
白河保育園改修事業	令和 6 年度	312, 290
大島第三保育園改修事業	令和 6 年度	302, 280
亀高保育園改修事業	令和 6 年度	409, 090
南砂第二保育園改修事業	令和 6 年度	349, 690
道路事務所改修事業	令和 6 年度	284, 330
道路改修事業 （北砂五丁目）	令和 6 年度	165, 333
道路改修事業 （東砂八丁目）	令和 6 年度	49, 892
仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業 （道路本復旧工事）	令和 6 年度	172, 276
掘さく道路復旧事業 （北砂五丁目）	令和 6 年度	6, 547
掘さく道路復旧事業 （東砂八丁目）	令和 6 年度	1, 976

事 項 名	期 間	限 度 額
水辺・潮風の散歩道整備事業	令和 6 年度	千円 35,460
河川維持管理事業 (汐浜運河内部護岸補修工事費負担金)	令和 6 年度	29,015
(仮称) 大島九丁目公園整備事業	令和 6 年度	247,640
砂町魚釣場跡地整備事業	令和 6 年度	249,160
児童遊園改修事業 (舟木橋第三・第四児童遊園改修工事)	令和 6 年度	15,555
小学校大規模改修事業 (明治小学校)	令和 6 年度	1,885,277

第3表 特別区債

起債目的	起債限度額	起債の方法	利 率	償還方法
江東ホーム 改修事業	千円 1,253,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債のときから据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
北砂ホーム 改修事業	783,000			
塩浜福祉 プラザ 改修事業	480,000			
義務教育施設 整備事業	783,000			

令和 5 年度江東区国民健康保険会計予算

令和 5 年度江東区国民健康保険会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,237,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1	国 民 健 康 保 険 料	11,394,880
	1 国 民 健 康 保 険 料	11,394,880
2	一 部 負 担 金	4
	1 一 部 負 担 金	4
3	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
4	国 庫 支 出 金	1
	1 国 庫 補 助 金	1
5	都 支 出 金	32,123,477
	1 都 補 助 金	32,123,476
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
6	繰 入 金	4,680,812
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,680,812
7	繰 越 金	1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
8	諸 収 入	37,824
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	4
	2 預 金 利 子	19
	3 雑 入	37,801
9	特 別 区 債	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		49,237,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	828,534
	1 総 務 管 理 費	717,410
	2 徴 収 費	111,124
2	保 険 給 付 費	32,094,667
	1 療 養 諸 費	27,615,575
	2 高 額 療 養 費	4,191,764
	3 移 送 費	1,001
	4 出 産 育 児 諸 費	185,560
	5 葬 祭 費	43,750
	6 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	48,617
	7 傷 病 手 当 金	8,400
3	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	15,460,882
	1 医 療 給 付 費 分	10,983,467
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	3,223,217
	3 介 護 納 付 金 分	1,254,198
4	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5	共 同 事 業 拠 出 金	10
	1 共 同 事 業 拠 出 金	10
6	保 健 事 業 費	489,033
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	451,999
	2 保 健 事 業 費	37,034
7	公 債 費	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1

款	項	金 額
		千円
8	諸 支 出 金	163,872
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	163,872
9	予 備 費	200,000
	1 予 備 費	200,000
	歳 出 合 計	49,237,000

令和 5 年度江東区介護保険会計予算

令和 5 年度江東区介護保険会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,229,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1	保 険 料	8,028,705
	1 介 護 保 険 料	8,028,705
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
3	国 庫 支 出 金	8,374,851
	1 国 庫 負 担 金	6,537,932
	2 国 庫 補 助 金	1,836,919
4	支 払 基 金 交 付 金	10,054,794
	1 支 払 基 金 交 付 金	10,054,794
5	都 支 出 金	5,521,854
	1 都 負 担 金	5,224,985
	2 都 補 助 金	296,867
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	2
6	財 産 収 入	2,603
	1 財 産 運 用 収 入	2,603
7	繰 入 金	6,939,101
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,141,692
	2 基 金 繰 入 金	797,409
8	繰 越 金	300,000
	1 繰 越 金	300,000
9	諸 収 入	7,091
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	25
	3 雑 入	7,063
歳 入 合 計		39,229,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	801,563
	1 総 務 管 理 費	369,140
	2 徴 収 費	56,990
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	368,870
	4 趣 旨 普 及 費	6,563
2	保 険 給 付 費	36,193,599
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	34,057,704
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	776,690
	3 そ の 他 諸 費	40,309
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,145,996
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	172,900
3	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4	地 域 支 援 事 業 費	1,909,687
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,021,266
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	22,661
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	863,303
	4 そ の 他 諸 費	2,457
5	基 金 積 立 金	3,603
	1 基 金 積 立 金	3,603
6	諸 支 出 金	220,547
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	220,547
7	予 備 費	100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		39,229,000

令和5年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和5年度江東区後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,195,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	5,435,083
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	5,435,083
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
3	広 域 連 合 支 出 金	3,606
	1 広 域 連 合 補 助 金	3,606
4	繰 入 金	6,309,302
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,309,302
5	繰 越 金	50,000
	1 繰 越 金	50,000
6	諸 収 入	397,008
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,149
	3 預 金 利 子	11
	4 受 託 事 業 収 入	391,787
	5 雑 入	2,060
歳 入 合 計		12,195,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	175,160
	1 総 務 管 理 費	144,079
	2 徴 収 費	31,081
2	保 険 給 付 費	266,000
	1 葬 祭 費	266,000
3	広 域 連 合 納 付 金	11,324,382
	1 広 域 連 合 分 賦 金	11,324,382
4	保 健 事 業 費	365,238
	1 保 健 事 業 費	365,238
5	諸 支 出 金	14,220
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	14,220
6	予 備 費	50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		12,195,000

◎江東区告示第75号

下記の許可貸与した自動車臨時運行許可番号標は、回収不能となったため、これを無効とする。

令和5年3月16日

江東区長 山 崎 孝 明

記

足立 64 - 98 江東

足立 65 - 44 江東

足立 65 - 80 江東

◎江東区告示第78号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても

当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年3月17日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和5年3月22日

江東区長 山 崎 孝 明

1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社トラストバンク

所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目 2 4 番 1
2 号渋谷スクランブルスクエア 3
9 階 We W o r k 内

代表取締役：川村 憲一

(2) 名称 スルガカード株式会社

所在地 東京都中央区日本橋 1 丁目 7 番 1
号スルガビル

代表取締役：佐藤 悟郎

2 指定開始日

令和 5 年 4 月 1 日

3 指定の内容

江東区が収納する公金におけるクレジットカード
ード収納の指定納付受託者

◎江東区告示第 8 2 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届
出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基
づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 介護保険事業所番号

1 3 9 0 8 0 0 3 8 9

2 事業所の名称及び所在地

S O M P O ケア大島砂町定期巡回

東京都江東区大島 5 - 3 6 - 8 栄戸第 3 ビ
ル 5 階

3 事業者の名称、所在地及び代表者

S O M P O ケア株式会社

東京都品川区東品川 4 - 1 2 - 8

代表取締役 鷺見 隆充

4 廃止年月日

令和 4 年 6 月 3 0 日

5 サービスの種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

アウケアホーム江東・定期巡回

東京都江東区東陽 2 - 4 - 3 4 東郷ビル
(W E S T) 2 0 1

3 事業者の名称、所在地及び代表者

スリーエス株式会社

東京都新宿区東横町 1 1 ハウゼティクルス
4 0 2

代表取締役 千田 桂太郎

4 指定年月日

令和 5 年 3 月 1 日

5 サービスの種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎江東区告示第 8 4 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者を指定したので、同
法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり
告示する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 介護保険事業所番号

1 3 9 0 8 0 0 6 2 9

2 事業所の名称及び所在地

アウケアホーム江東・夜間対応

東京都江東区東陽 2 - 4 - 3 4 東郷ビル
(W E S T) 2 0 1

3 事業者の名称、所在地及び代表者

スリーエス株式会社

東京都新宿区東横町 1 1 ハウゼティクルス
4 0 2

代表取締役 千田 桂太郎

4 指定年月日

令和 5 年 3 月 1 日

5 サービスの種類

夜間対応型訪問介護

◎江東区告示第 8 3 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者を指定したので、同
法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり
告示する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 介護保険事業所番号

1 3 9 0 8 0 0 6 1 1

2 事業所の名称及び所在地

◎江東区告示第 8 5 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条
第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記
のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 5 年 3 月 2 3 日
から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供
する。

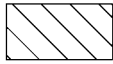
令和 5 年 3 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	城 2 0 号	江 東 区 大 島 二 丁 目 1 1 6 番 1 先から 江 東 区 大 島 二 丁 目 1 1 6 番 3 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

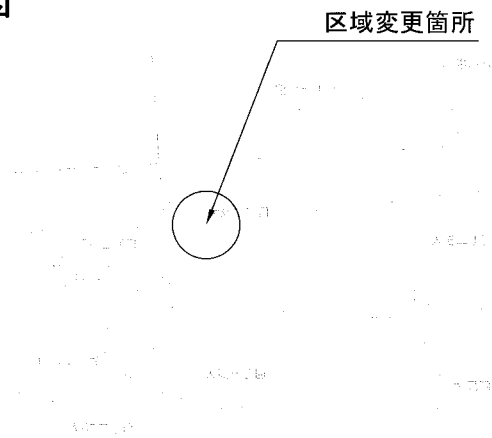
特別区道城20号区域変更略図

江東区大島二丁目地内

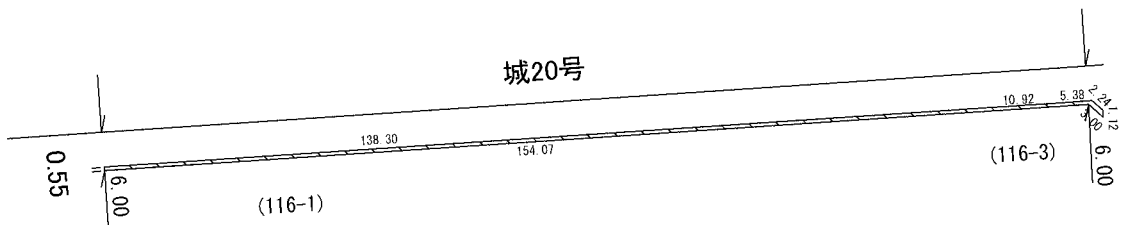


編入区域

編入面積 87.07 平方メートル



大島二丁目



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和5年3月23日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和5年3月23日

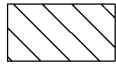
江東区長 山 崎 孝 明

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	城20号	江東区大島二丁目1 16番1先から 江東区大島二丁目1 16番3先まで	次図 のと おり

特別区道城20号区域変更略図

江東区大島二丁目地内

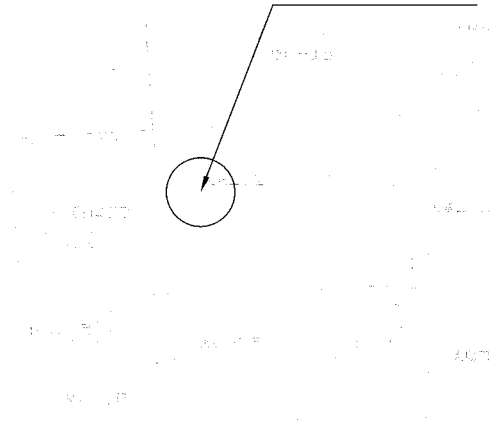


編入区域

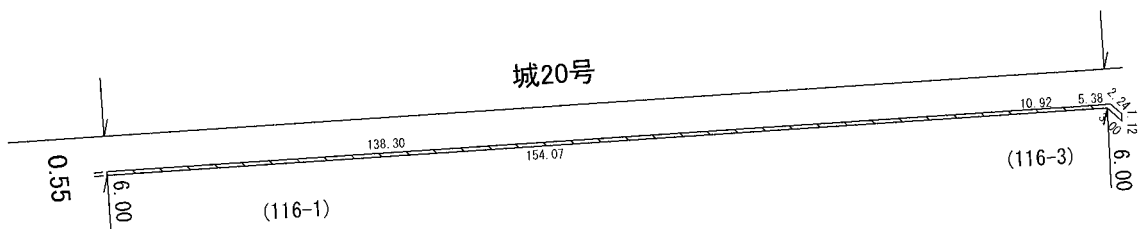
編入面積 87.07 平方メートル



区域変更箇所



大島二丁目



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 8 7 号

特定商業施設変更届出書の縦覧について
江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全
に関する指導要綱（平成 1 2 年 6 月 2 9 日江地商
発第 6 6 号）第 6 条の規定に基づき、下記のと
おり特定商業施設変更届出書を縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

特定商業施設変更届出書の届出年月日		令和 4 年 2 月 3 日
特定商業施設変更届出書の縦覧場所		東京都江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区地域振興部経済課（庁舎 4 階）
特定商業施設変更届出書の縦覧期間		令和 5 年 3 月 2 8 日から 令和 5 年 5 月 2 8 日まで
特定商業施設の概要	特定商業施設の名称及び所在地	（仮称）トヨタモビリティ東京株式会社有明店 江東区有明一丁目 1 0 4 番 3 号
	設置者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	トヨタモビリティ東京株式会社 代表取締役 関島 誠一
変更する事項	変更前	変更後
	(1) 特定商業施設の名称及び所在地 （仮称）トヨタモビリティ東京株式会社有明店 江東区有明一丁目 1 0 4 番 3	(1) 特定商業施設の名称及び所在地 トヨタモビリティ東京（株）有明店・レクサス有明 江東区有明一丁目 4 番 2 9 号
	(2) 特定商業施設において営業を営む者の氏名等 トヨタモビリティ東京株式会社 代表取締役 関島誠一	(2) 特定商業施設において営業を営む者の氏名等 トヨタモビリティ東京株式会社 代表取締役 佐藤康彦
	(3) 店舗面積の合計 9 5 8 m ²	(3) 店舗面積の合計 9 8 1 . 9 m ²
	(4) 配布物保管	(4) 配布物保管施

	施設の位置及び容量 位置：変更届出書のとおり 容量：4 2 . 0 m ²	設の位置及び容量 位置：変更届出書のとおり 容量：3 9 . 1 8 m ²
変更年月日	(1) 令和 5 年 1 月 1 6 日 (2) 令和 4 年 6 月 2 4 日 (3)、(4) 令和 5 年 5 月 3 日	
変更した理由	(1) 店舗名称決定のため (2) 役員人事変更のため (3)、(4) 配置計画変更のため	

◎江東区告示第 9 3 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区
条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、
以下の公園面積を令和 5 年 3 月 3 1 日から変更する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 面積を変更する公園

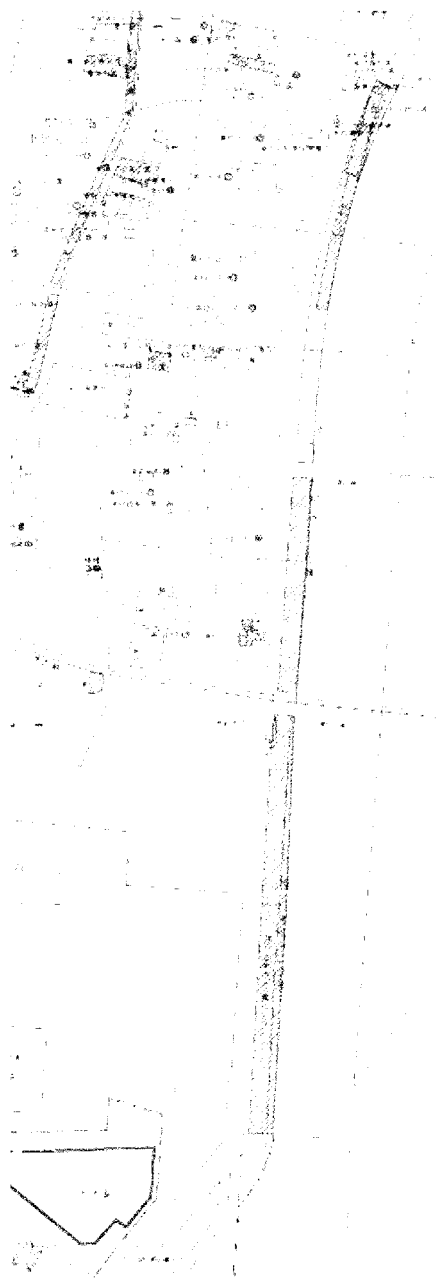
名称	位置
江東区立荒川・砂町水辺公園	江東区東砂三丁目 3 0 番先 同 新砂三丁目 8 番先

2 変更面積

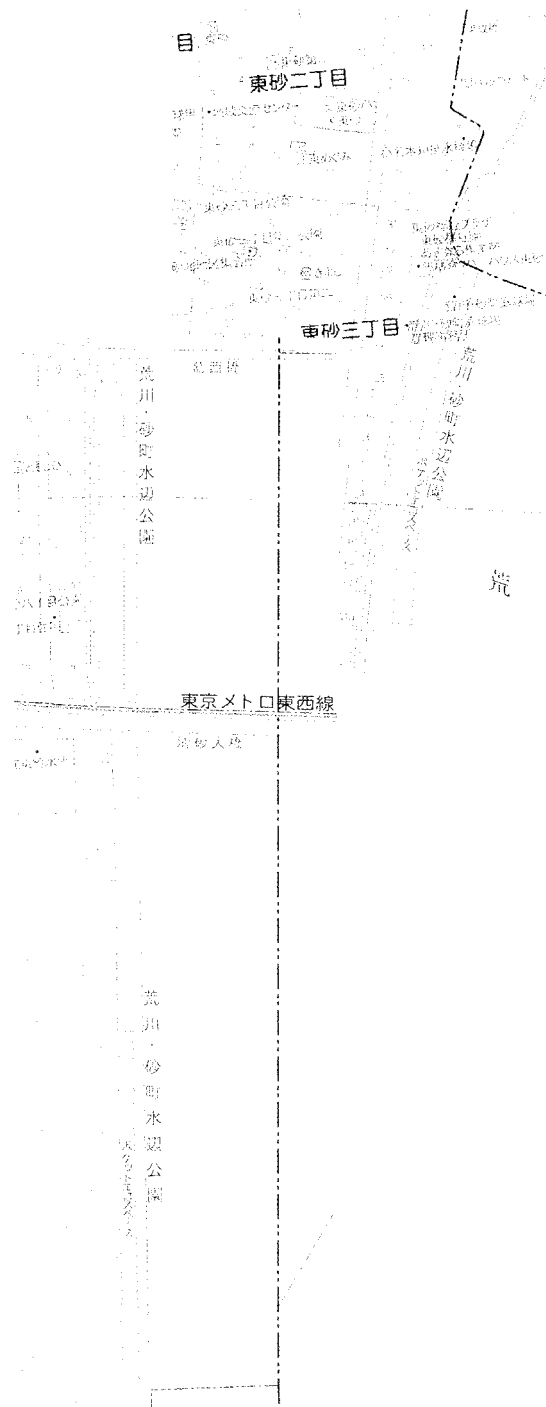
変更前：5 8 , 1 6 8 . 5 5 m²
変更後：5 7 , 9 6 6 . 0 8 m²（△ 2 0 2 . 4 7 m²）

名 称 江東区立荒川・砂町水辺公園
 位 置 江東区東砂三丁目 30 番先、新砂三丁目 8 番先
 公 園 面 積 57,966.08 平方メートル
 (旧面積 58,168.55 - 202.47 平方メートル)

《案内図》



《平面図》



収納事務

◎江東区告示第94号

江東区男女共同参画推進センターにおける下記の公金の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき下記のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年3月31日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都港区芝五丁目33番1号 森永プラザビル
パーソルテンプスタッフ株式会社第二BPO事業本部
本部長 藤原 理絵
- 2 契約年月日 令和5年4月1日
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 委託の内容 (1) 江東区男女共同参画推進センター条例（平成2年12月江東区条例第30号）第7条第1項に規定する江東区男女共同参画推進センターの使用料の収納事務委託
(2) 江東区男女共同参画推進センターにおいて開催する講座に要する材料費の売払代金の収納事務委託

◎江東区告示第95号

コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
- 2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 委託の内容 証明書の交付に係る手数料の

◎江東区告示第96号

江東区駐車場条例（昭和59年12月江東区条例第40号）第5条の規定に基づく、江東区東陽二丁目駐車場の使用料の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都江東区亀戸一丁目39番1号705
株式会社ジェイレック江東支店
支店長 臼倉 宏直
- 2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 委託の内容 江東区東陽二丁目駐車場の使用料（現金分）の収納事務

◎江東区告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名
名称：東京地下鉄株式会社
所在地：東京都台東区上野三丁目19番6号
代表者：代表取締役社長 山村 明義
- 2 指定年月日
令和5年4月1日
- 3 指定の内容
江東区が収納する東陽二丁目駐車場の時間貸使用料における交通系電子マネー収納の指定納付受託者

◎江東区告示第98号

江東区豊洲特別出張所の公金収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、同令第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

第 80 条の 2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項、同令第 158 条の 2 第 6 項、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 23 第 1 項、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 45 条の 7 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 33 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 契約の相手方 東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号 P A S O N A S Q U A R E
株式会社パソナ
常務執行役員エキスパート・BPO 事業本部
パブリック本部長 松永 早苗
- 2 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 委託の内容 江東区豊洲特別出張所の有料ごみ処理券の販売代金、特別区民税、個人の都民税、軽自動車税、国民健康保険の保険料、後期高齢者医療の保険料及び介護保険の保険料の収納事務

◎江東区告示第 99 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したため、江東区会計事務規則（昭和 39 年規則第 13 号）第 42 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地
 - (1) 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目 1 番 22 号
 - (2) ユーシーカード株式会社
東京都港区台場二丁目 3 番 2 号

2 指定納付受託者の納付方法

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法

(1) J C B、D i n e r s C l u b、A M E R I C A N E X P R E S S

(2) V I S A、M a s t e r c a r d

3 指定納付受託者が納付する歳入等

特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料

4 指定をした日

令和 5 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 100 号

江東区地方税（特別区民税・都民税及び軽自動車税（種別割））の収納事務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条の 2 第 6 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

委託した相手方	住所	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	江東区地方税収納事務のとりまとめ及びモバイルレジによる江東区地方税の収納	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	MMK 設置店の表示のある加盟店舗における江東区地方税の収納	同上
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	直営店舗及び加盟店舗における江東区地方税の収納	同上
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	同上	同上
株式会社ボプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久	同上	同上

	地665番地の1		
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	a u P A Y、d払い、P a y P a yに係る江東区地方税の収納	同上
KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号	a u P A Yによる江東区地方税の収納	同上
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	d払いによる江東区地方税の収納	同上
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	J - C o i n P a yによる江東区地方税の収納	同上
L I N E P a y株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号	L I N E P a yによる江東区地方税の収納	同上
P a y P a y株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	P a y P a yによる江東区地方税の収納	同上

◎江東区告示第101号

江東区立豊洲西小学校における下記の公金の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方
東京都江東区大島一丁目9番8号
株式会社フクシ・エンタープライズ
代表取締役 福士 朝尋
- 2 契約年月日
令和5年4月1日
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 委託の内容
(1) 江東区立学校施設使用条例（昭和51年3月江東区条例第19号）第7条に規定する体育館設備、プール及びトレーニング室の使用料
(2) 水泳帽、水泳用のゴーグルその他水泳用品の売払代金

◎江東区告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名
名称：株式会社エイエイピー
所在地：静岡県静岡市駿河区森下町3-6
代表取締役社長：土屋 康一
- 2 指定開始日
令和5年4月1日
- 3 指定の内容
江東区が収納する公金におけるキャッシュレス収納の指定納付受託者

◎江東区告示第103号

江東区枝川区民館及び江東区東陽区民館の使用料の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽六丁目 2 番
17 号
公益社団法人江東区シルバ
ー人材センター
会長 関澤 邦正
- 2 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6
年 3 月 31 日まで
- 3 委託の内容 江東区枝川区民館及び江東区
東陽区民館の使用料収納事務

◎江東区告示第 104 号

予防接種法施行令 (昭和 23 年政令第 197 号)
第 5 条の規定により、令和 5 年度定期予防接種に
ついて下記のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 対象疾病
 - (1) ジフテリア
 - (2) 百日せき
 - (3) 急性灰白髄炎
 - (4) 麻疹
 - (5) 風しん
 - (6) 日本脳炎
 - (7) 破傷風
 - (8) 結核
 - (9) Hib 感染症
 - (10) 肺炎球菌感染症 (小児がかかるものに限
る。)
 - (11) ヒトパピローマウイルス感染症
 - (12) 水痘
 - (13) B型肝炎
 - (14) 肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限
る。)
 - (15) ロタウイルス感染症
- 2 対象者の範囲
 - (1) 江東区に居住する者で、予防接種法施行令
第 3 条に定める定期予防接種の対象者のうち
予防接種を希望するもの
 - (2) 他区 (江東区を除く 22 区) に居住する者
で第 1 号に該当するもの
- 3 実施の時期
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日ま
で
- 4 場所
別紙に掲げる実施医療機関 (江東区長の要請
に応じて個別接種に協力する旨を承諾した医師
に係る医療機関)

- 5 実施方法
公益社団法人江東区医師会に委託して個別接
種を実施する。
- 6 接種不適当者及び接種要注意者
 - (1) 接種を受けることが適当でない者 (接種不
適当者)
 - ア 当該予防接種に相当する予防接種を受け
たことのある者で当該予防接種を行う必要
がないと認められるもの
 - イ 明らかな発熱を呈している者
 - ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明
らかな者
 - エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分
によってアナフィラキシーを呈したことが
あることが明らかな者
 - オ 麻疹、風しん及び水痘に係る予防接種
の対象者にあつては、妊娠していることが
明らかな者
 - カ 結核に係る予防接種の対象者にあつては、
結核その他の疾病の予防接種、外傷等によ
るケロイドが認められる者
 - キ B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつ
ては、HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道
において B型肝炎ウイルスに感染したおそ
れのある者であつて、抗 HBs 人免疫グロ
ブリンの投与に併せて組換え沈降 B型肝炎
ワクチンの投与を受けたことのある者
 - ク ロタウイルス感染症に係る予防接種の対
象者にあつては、腸重積症の既往歴のある
ことが明らかな者、先天性消化管障害を有
する者 (その治療が完了したものを除く。)
及び重症複合免疫不全症の所見が認められ
る者
 - ケ 肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに
限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、
当該疾病に係る予防接種法 (昭和 23 年法
律第 68 号) 第 5 条第 1 項の規定による予
防接種を受けたことのある者
 - コ イからカまで及びクに掲げる者のほか、
予防接種を行うことが不適当な状態にある
者
 - (2) 接種の判断を行うに際し、注意を要する者
(接種要注意者)
 - ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、
血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する
者
 - イ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみら
れた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑

- う 症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
- キ 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- ク ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

別紙 定期予防接種医療機関 (A 類疾病)

番号	予防接種を行う主たる場所	実施する予防接種
1	江東区清澄 3 丁目 4 番 1 1 号 2 階 ふるたに医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 2・HPV 4・HPV 9
2	江東区清澄 3 丁目 6 番 9 号 清澄内科	日・2 混・HPV 2・HPV 4・H PV 9
3	江東区高橋 1 3 番 2 号 1 階 望月内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・3 混・麻・風・H PV 2・HPV 4・HPV 9
4	江東区森下 1 丁目 1 6 番 7 号 1 階 森下駅前クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・ HPV 2・HPV 4・HPV 9
5	江東区森下 2 丁目 2 0 番 1 2 - 2 0 2 号 あおばクリニック	HPV 4・HPV 9
6	江東区森下 2 丁目 2 0 番 1 2 号 2 階 渡辺こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロ タ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・ 麻・風・HPV 2・HPV 4・HP V 9
7	江東区森下 4 丁目 9 番 1 2 号 野木村医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 4・HPV 9
8	江東区平野 2 丁目 1 1 号 5 号 2 階 平和記念医院	B・ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・ 日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HP V 4・HPV 9
9	江東区平野 3 丁目 2 番 1 3 号 1 階 ウェルネス木場公園クリニック	ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・ 日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HP V 2・HPV 4・HPV 9
10	江東区三好 3 丁目 1 番 3 号 清澄白河こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロ タ・水・麻風・日・2 混・HPV 4・ HPV 9
11	江東区三好 3 丁目 8 番 4 号 東龍堂 鈴木医院	B・4 混・水・麻風・日・2 混・3 混・麻・風・HPV 4・HPV 9
12	江東区白河 3 丁目 1 番 3 号 河口内科眼科クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・3 混・HPV 2・ HPV 4・HPV 9
13	江東区白河 3 丁目 4 番 3 - 2 0 5 号 清澄白河ファミリークリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・ HPV 4・HPV 9
14	江東区深川 1 丁目 5 番 3 号 ひろた医院	日・2 混
15	江東区深川 2 丁目 1 4 番 1 1 号 深川安江クリニック	水・麻風・麻・風・HPV 2・HP V 4・HPV 9
16	江東区永代 2 丁目 3 4 番 1 0 号 魚住総合クリニック	HPV 4・HPV 9
17	江東区門前仲町 1 丁目 6 番 9 号 城田小児科医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロ タ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・ 麻・風・HPV 2・HPV 4・HP V 9
18	江東区門前仲町 1 丁目 1 3 番 1 3 号 より子マタニティ&レディーズ門前仲町	HPV 2・HPV 4・HPV 9
19	江東区門前仲町 2 丁目 1 1 番 8 号 野崎クリニック	HPV 9

20	江東区富岡1丁目22番28号 金櫻堂医院	水・麻風・日・HPV2・HPV4・ HPV9
21	江東区古石場2丁目14番1-202号 おかの小児科	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4・HP V9
22	江東区古石場2丁目14番1-204号 吉田まゆみ内科	日・2混・HPV2・HPV4・H PV9
23	江東区塩浜1丁目4番3号 みやさか内科医院	麻風・2混
24	江東区塩浜2丁目7番3号 鈴木病院	水・麻風・日・2混
25	江東区豊洲2丁目2番1号4階 タムスファミリークリニック豊洲	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・HPV4
26	江東区豊洲2丁目5番3号1階 豊洲寺沢クリニック	水・麻風・日・2混・HPV4・H PV9
27	江東区豊洲2丁目5番3号1階 けいこ豊洲こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4・HP V9
28	江東区豊洲3丁目2番3号1階 神津クリニック	日
29	江東区豊洲3丁目2番20号2階 大手町さくらクリニックin豊洲	日・HPV4・HPV9
30	江東区豊洲4丁目2番2号 2階 とよす内科クリニック	日・2混・HPV4・HPV9
31	江東区豊洲4丁目7番1号 豊洲医院	日・HPV4・HPV9
32	江東区豊洲4丁目9番13号 たけうちこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV4・HPV9
33	江東区豊洲4丁目10番18号1階 江東豊洲はるそらクリニック	ヒブ・小肺・4混・麻風・日・2混・ ポ・3混・麻・風・HPV4
34	江東区豊洲5丁目1番38号 昭和大学江東豊洲病院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4・HP V9
35	江東区豊洲5丁目2番10号3階 澤井クリニック	日・2混
36	江東区豊洲5丁目2番12号6、7階 豊洲レディースクリニック	HPV2・HPV4・HPV9
37	江東区豊洲5丁目5番25号1階 有明こどもクリニック豊洲院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4・HP V9
38	江東区豊洲5丁目6番29号 豊洲小児科醫院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4・HP V9
39	江東区豊洲5丁目6番29号1階 豊洲ベイサイド内科外科	日
40	江東区東雲1丁目9番10号2階 いよりこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・

		麻・風・HPV4・HPV9
41	江東区東雲1丁目9番11-102号 のずえ小児科	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ HPV4・HPV9
42	江東区東雲1丁目9番21号6街区1階 かしわざクリニック	HPV2・HPV4・HPV9
43	江東区東雲1丁目9番22号 たかすな内科胃腸内科クリニック	2混
44	江東区東雲2丁目1番21号 きりんウィメンズクリニック東雲	HPV4・HPV9
45	江東区辰巳1丁目9番49-102号 辰巳中央診療所	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・ HPV2・HPV4
46	江東区潮見2丁目1番10号 オビ内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・ HPV2・HPV4・HPV9
47	江東区潮見2丁目7番1号1階 潮見駅前内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・ HPV4・HPV9
48	江東区有明2丁目1番7号1階 有明みんなクリニック有明ガーデン院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ HPV2・HPV4・HPV9
49	江東区有明2丁目1番8号4階 ベビースマイルレディースクリニック有明	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV4・HPV 9
50	江東区有明3丁目6番11号3階 東京ファッションタウンビルクリニック	麻風・日・2混
51	江東区青海2丁目3番23号1階 フジテレビ湾岸スタジオビル診療所	HPV4・HPV9
52	江東区千石2丁目8番10号 青木医院	4混・水・麻風・日・2混・ポ・3 混・麻・風・HPV2・HPV4・ HPV9
53	江東区千石2丁目10番6号 千石はやし内科クリニック	日・2混・HPV2・HPV4・H PV9
54	江東区扇橋2丁目1番3号2階 竹内小児科医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV4・HPV9
55	江東区扇橋2丁目17番5号 小林内科クリニック	4混・麻風・日・2混・麻・風
56	江東区扇橋3丁目5番7号1階 城東クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・ HPV2・HPV4・HPV9
57	江東区猿江1丁目18番18号 さるえこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4・HP V9
58	江東区猿江2丁目6番11号 福井クリニック	HPV4・HPV9
59	江東区住吉1丁目18番1号 あそか病院	日・HPV4・HPV9
60	江東区住吉1丁目19番1-204号 ツインタワーすみとしクリニック	麻風・日・2混・HPV4・HPV 9
61	江東区住吉2丁目7番6号	HPV4・HPV9

	すみよし婦人科クリニック	
62	江東区住吉2丁目11番1号 本田医院	ヒブ・小肺・水・麻風・日・2混・ 麻・風・HPV2・HPV4・HPV9
63	江東区木場5丁目3番7号 1階 東峯ラウンジクリニック	HPV2・HPV4・HPV9
64	江東区木場5丁目3番10号 東峯婦人科クリニック	HPV2・HPV4・HPV9
65	江東区木場6丁目11番3号 東峯産科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混
66	江東区東陽2丁目3番16号116 タウンセンタークリニック	HPV4・HPV9
67	江東区東陽2丁目4番26号3階 みつはたペインクリニック	HPV2・HPV4・HPV9
68	江東区東陽2丁目4番29号 こどもクリニックさとう	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4・HPV9
69	江東区東陽3丁目1番7号 服部医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV4・HPV9
70	江東区東陽3丁目5番5号 第二服部医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・HPV 2・HPV4・HPV9
71	江東区東陽3丁目5番5号4階 木場小児科	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・ HPV2・HPV4・HPV9
72	江東区東陽3丁目18番4号 永田医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HPV 4・HPV9
73	江東区東陽3丁目27番17号3階 タムス総合クリニック東陽町駅前	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・HPV2・ HPV4
74	江東区東陽3丁目27番32号2階 までのこうじクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV4・HPV9
75	江東区東陽3丁目27番32号6階 杉本整形外科クリニック	HPV4・HPV9
76	江東区東陽4丁目5番15号 3階 さくらハートクリニック	日・2混・HPV2・HPV4・H PV9
77	江東区東陽4丁目8番21号3階 東陽すずらんレディースクリニック	HPV4・HPV9
78	江東区東陽4丁目10番8号6階 東陽町はぐくみファミリークリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・HPV4・ HPV9
79	江東区東陽6丁目3番2-202A 東京イースト21クリニック	B・小肺・4混・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HPV2・ HPV4・HPV9
80	江東区亀戸2丁目26番8号1階 亀戸内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風
81	江東区亀戸2丁目42番5号2階 亀戸キッズクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・HPV4・ HPV9

82	江東区亀戸 3 丁目 2 番 1 3 号 わらび内科ペインクリニック	麻風・日・2 混
83	江東区亀戸 3 丁目 1 4 番 4 号 アクアメディカルクリニック	B・ヒブ・小肺・水・麻風・日・2 混・3 混・麻・風
84	江東区亀戸 3 丁目 4 6 番 2 号 天神通りクリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 2・HPV 4・HPV 9
85	江東区亀戸 4 丁目 1 7 番 8 号 河野外科	ヒブ・小肺・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 2・HPV 4
86	江東区亀戸 4 丁目 1 8 番 4 号 5 階 百合レディースクリニック	HPV 4・HPV 9
87	江東区亀戸 5 丁目 1 番 6－1 0 1 号 亀戸駅前クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・日・2 混・3 混・麻・風・HPV 2・HPV 4・HPV 9
88	江東区亀戸 6 丁目 1 番 6 号 五の橋産婦人科	HPV 2・HPV 4・HPV 9
89	江東区亀戸 6 丁目 1 4 番 3 号 五の橋こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 2・HPV 4・HPV 9
90	江東区亀戸 6 丁目 2 6 番 5 号 8 階 五の橋レディースクリニック	HPV 4・HPV 9
91	江東区亀戸 6 丁目 3 1 番 6 号 4 階 あかちゃんとこどものクリニックカメイド クロック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 4・HPV 9
92	江東区亀戸 6 丁目 5 7 番 2 0 号 2 階 亀戸水神森クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・麻・風・HPV 4
93	江東区亀戸 7 丁目 1 0 番 1 号 ひらの亀戸ひまわり診療所	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風
94	江東区亀戸 8 丁目 8 番 8 号 豊島医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 2・HPV 4・HPV 9
95	江東区亀戸 9 丁目 3 4 番 1－1 3 6 号 わかたけクリニック	麻風・日・2 混・麻・風
96	江東区大島 1 丁目 1 番 5 号 2 階 みね内科・消化器科	日・2 混
97	江東区大島 1 丁目 2 9 番 4－1 0 1 号 スマイルクリニック西大島	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 2・HPV 4・HPV 9
98	江東区大島 1 丁目 3 3 番 1 5 号 小野内科診療所	麻風・日
99	江東区大島 3 丁目 1 4 番 1 7 号 林内科クリニック	ヒブ・4 混・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風
100	江東区大島 4 丁目 1 番 6－1 0 5 号 小林クリニック	日・HPV 4・HPV 9
101	江東区大島 4 丁目 6 番 2 1－1 0 1 号 藤川内科・呼吸器内科クリニック	日
102	江東区大島 4 丁目 8 番 1 4 号 大島医院	B・ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・日・2 混
103	江東区大島 4 丁目 1 2 番 6 号 1 階	B・ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・

	かおり皮ふ科クリニック	日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV4・HPV9
104	江東区大島5丁目7番5号4階 まつもとメディカルクリニック	HPV4・HPV9
105	江東区大島5丁目8番1号 稲見内科医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4・HPV9
106	江東区大島5丁目10番10号1階 大島駅前クリニック	日・2混・HPV2・HPV4・HPV9
107	江東区大島5丁目10番10-406号 大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	B・ヒブ・小肺・4混・水・ポ
108	江東区大島5丁目36番7号2階 びやじま内科医院・大島駅前	B・ヒブ・小肺・4混・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4・HPV9
109	江東区大島5丁目46番4号 小林整形外科	HPV2・HPV4・HPV9
110	江東区大島5丁目51番10-101号 永岡クリニック	麻風・日・2混・HPV2・HPV4・HPV9
111	江東区大島6丁目1番4-102号 こどもみらい大島クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・HPV4・HPV9
112	江東区大島6丁目8番5号 江東病院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・HPV2・HPV4・HPV9
113	江東区大島7丁目1番18号1階 ビーハッピークリニック	ヒブ・小肺・4混・水・麻風・日・2混・HPV4・HPV9
114	江東区大島7丁目7番1号 中の橋クリニック	水・麻風・麻・風
115	江東区大島7丁目36番4号 星医院	麻風・日・2混
116	江東区大島7丁目38番15号 あかねクリニック	ヒブ・小肺・4混・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4・HPV9
117	江東区大島7丁目38番30号2階 佐竹クリニック	水・麻風・日・2混・麻・風
118	江東区大島8丁目5番2号 大島小児科医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4・HPV9
119	江東区大島8丁目42番7号2階 東大島メディカルクリニック	HPV4・HPV9
120	江東区大島9丁目3番16号 よし耳鼻咽喉科	水・麻風・日・2混・麻・風・HPV4・HPV9
121	江東区大島9丁目5番1-103号 笠井小児クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4・HPV9
122	江東区大島9丁目5番1-104号 コアシティ東大島クリニック	日・2混
123	江東区北砂1丁目5番20号 岩井橋クリニック	麻風・日・2混・HPV2・HPV4・HPV9
124	江東区北砂2丁目1番22号	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ

	寿康会病院	タ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・ 麻・風・HPV 2・HPV 4・HPV 9
125	江東区北砂 2 丁目 1 4 番 1 7 号 荒木医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風
126	江東区北砂 2 丁目 1 7 番 1 号 3 階 アリオ北砂内科	麻風・日・2 混・HPV 4・HPV 9
127	江東区北砂 5 丁目 1 4 番 3 号 柳沢ファミリークリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・HPV 4・HPV 9
128	江東区北砂 5 丁目 1 6 番 1 号 北原診療所	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・ HPV 2・HPV 4・HPV 9
129	江東区北砂 5 丁目 2 0 番 8 号 たち内科小児科クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・HPV 2・HPV 4・HPV 9
130	江東区北砂 6 丁目 1 番 4 号 おおぞら太陽クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 2・HPV 4・HPV 9
131	江東区北砂 7 丁目 1 番 2 5 号 正木医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・ HPV 2・HPV 4・HPV 9
132	江東区北砂 7 丁目 3 番 1 7 号 神原医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・3 混・麻・風・HPV 2・HPV 4・HPV 9
133	江東区東砂 2 丁目 5 番 7 号 2 階 恵仁クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・HPV 2・HPV 4
134	江東区東砂 2 丁目 1 1 番 2 7 号 赤羽根医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・ HPV 4・HPV 9
135	江東区東砂 4 丁目 9 番 2 号 鎌上医院	ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・日・ 2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 2・ HPV 4・HPV 9
136	江東区東砂 4 丁目 2 3 番 6 号 みやたけクリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・ HPV 2・HPV 4・HPV 9
137	江東区東砂 5 丁目 3 番 4 号 葛西橋診療所	麻風・2 混
138	江東区東砂 6 丁目 7 番 5 号 永岡医院	水・麻風・日・2 混・3 混・麻・風
139	江東区東砂 7 丁目 1 9 番 1 3 - 1 0 2 号 わたなべ内科胃腸科	日・2 混・3 混
140	江東区東砂 7 丁目 1 9 番 1 3 号 2 階 なおやこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・ HPV 2・HPV 4・HPV 9
141	江東区東砂 7 丁目 1 9 番 1 3 号 3 階 まるやま皮膚科クリニック	HPV 2・HPV 4・HPV 9
142	江東区東砂 8 丁目 1 9 番 1 3 号 金子クリニック	水・麻風・日

143	江東区南砂1丁目9番9号 鈴木医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・ HPV2・HPV4・HPV9
144	江東区南砂2丁目6番3号2階 おくむら医院	HPV2・HPV4・HPV9
145	江東区南砂2丁目32番5号2階 おかもとこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロ タ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4・HP V9
146	江東区南砂2丁目32番5号2階 東陽町南砂みやけ内科	麻風・日・2混・HPV4・HPV 9
147	江東区南砂4丁目2番13号 砂町産婦人科	HPV4・HPV9
148	江東区南砂6丁目1番9号 山之内医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・ HPV2・HPV4
149	江東区南砂6丁目8番14号 中澤医院	B・ヒブ・小肺・4混・水・麻風・ 日・2混・3混・麻・風
150	江東区南砂7丁目1番25号 柳瀬クリニック	4混・水・麻風・日・HPV4・H PV9
151	江東区南砂7丁目13番5号 寿康会診療所	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV4
152	江東区新砂3丁目3番25号 東京都立東部療育センター	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・ HPV2・HPV4・HPV9
153	江東区新砂3丁目3番53号2階 南砂町駅前おおさわクリニック	日
154	江東区新砂3丁目4番31号4階 南砂町おだやかクリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混

(注) BはB型肝炎、小肺は小児用肺炎球菌、4混は4種混合、水は水痘、麻風は麻しん・風しん混合、
日は日本脳炎、2混は2種混合、ポは急性灰白髄炎、3混は3種混合、麻は麻しん単抗原、風は風しん
単抗原、HPV2はヒトパピロマーウイルス感染症2価、HPV4はヒトパピロマーウイルス感染症4
価、HPV9はヒトパピロマーウイルス感染症9価の略

別紙 定期予防接種医療機関(高齢者用肺炎球菌)

1	江東区清澄 3 丁目 4 番 1 1 号サイネックスビル 2 階 ふるたに医院
2	江東区清澄 3 丁目 6 番 9 号 清澄内科
3	江東区清澄 3 丁目 1 0 番 1 6 - 1 0 2 号 清澄ケアクリニック
4	江東区高橋 1 3 番 2 号 ヴィラロイヤル森下 1 階 望月内科クリニック
5	江東区森下 1 丁目 5 番 1 0 号 2 階 篠宮クリニック
6	江東区森下 1 丁目 1 6 番 7 号太田ビル 1 階 森下駅前クリニック
7	江東区森下 2 丁目 2 0 番 1 2 号フォーレドサンテ 2 0 2 あおばクリニック
8	江東区森下 2 丁目 2 0 番 1 2 号 2 階 渡辺こどもクリニック
9	江東区森下 2 丁目 2 8 番 3 号森下 TM マンション 1 階 もりした耳鼻咽喉科
10	江東区森下 4 丁目 9 番 1 2 号 野木村医院
11	江東区森下 4 丁目 1 1 番 5 号東和第 2 ビル 2 階 中沢内科
12	江東区平野 2 丁目 1 1 番 5 号バンフィック第二門前仲町 2 階 平和記念医院
13	江東区平野 3 丁目 2 番 1 3 号 1 階 ウェルネス木場公園クリニック
14	江東区三好 2 丁目 1 5 番 1 0 号 同友会深川クリニック
15	江東区三好 3 丁目 8 番 4 号 東龍堂 鈴木医院
16	江東区三好 4 丁目 7 番 1 0 - 1 0 2 号 扇橋診療所
17	江東区白河 3 丁目 1 番 3 号 河口内科眼科クリニック
18	江東区白河 3 丁目 4 番 3 - 2 0 5 号 清澄白河ファミリークリニック
19	江東区永代 2 丁目 3 4 番 1 0 号 魚住総合クリニック
20	江東区永代 2 丁目 3 7 番 2 2 号永代クリニックビル 1 階 永代クリニック
21	江東区福住 1 丁目 1 7 番 8 号東亜門前仲町ビル 5 階 たけし在宅クリニック
22	江東区深川 1 丁目 5 番 3 号 ひろた医院
23	江東区門前仲町 1 丁目 4 番 8 号 9 階 東西線メディカルクリニック
24	江東区門前仲町 1 丁目 6 番 1 1 号トレディパーチェ門前仲町 3 階 門前仲町内科クリニック
25	江東区門前仲町 1 丁目 1 3 番 1 3 号ベルテ門前仲町 1 階・2 階

	より子マタニティ&レディース門前仲町
26	江東区門前仲町1丁目20番3号 門仲耳鼻咽喉科
27	江東区門前仲町2丁目11番8号 野崎クリニック
28	江東区富岡1丁目13番14号リブリ・ヴィラクリヤマⅡ1階 船山内科
29	江東区富岡1丁目22番28号 金櫻堂医院
30	江東区富岡1丁目25番5号サンピア3階 もんなか泌尿器科
31	江東区富岡1丁目26番20号2階 とみおか医院
32	江東区富岡2丁目2番6号プロスペアー門前仲町202 M'sクリニックもんなか
33	江東区古石場1丁目13番19号 大井医院
34	江東区古石場2丁目14番1-204号 吉田まゆみ内科
35	江東区越中島2丁目14番10号 もんなか整形外科
36	江東区塩浜1丁目4番3号 みやさか内科医院
37	江東区塩浜2丁目5番23-104号 ゆき耳鼻咽喉科クリニック
38	江東区塩浜2丁目7番3号 鈴木病院
39	江東区枝川1丁目6番20号1階 橘クリニック
40	江東区枝川3丁目8番13号 鈴木リハビリテーション病院
41	江東区豊洲2丁目2番1号アーバンドックららぽーと豊洲34階 タムスファミリークリニック豊洲
42	江東区豊洲2丁目5番3号パークシティ豊洲C棟1階 けいこ豊洲こどもクリニック
43	江東区豊洲2丁目5番3号1階 豊洲寺沢クリニック
44	江東区豊洲3丁目2番3号豊洲キュービックガーデン1階 神津クリニック
45	江東区豊洲3丁目2番20号豊洲フロント2階 大手町さくらクリニック in 豊洲
46	江東区豊洲4丁目2番2号豊南堂ビル2階 とよす内科クリニック
47	江東区豊洲4丁目7番1号 豊洲医院
48	江東区豊洲4丁目10番18号プライヴブルー東京1階 江東豊洲はるそらクリニック
49	江東区豊洲5丁目2番10号沢真ビル3階 澤井クリニック
50	江東区豊洲5丁目2番12号豊洲BAYSIDEクリニックビル6・7階

	豊洲レディースクリニック
51	江東区豊洲 5 丁目 5 番 1 - 1 0 8 号豊洲シエルコート 1 階 石原クリニック
52	江東区豊洲 5 丁目 5 番 1 号豊洲シエルタワー 3 階 昭和大学豊洲クリニック予防医学センター
53	江東区豊洲 5 丁目 5 番 2 5 号昭和大学豊洲寮 1 階 有明こどもクリニック豊洲院
54	江東区豊洲 5 丁目 6 番 2 9 号パークホームズ豊洲ザレジデンス 1 階 豊洲ベイサイド内科外科
55	江東区東雲 1 丁目 8 番 1 7 号 東雲クリニック
56	江東区東雲 1 丁目 9 番 1 0 号イオン東雲 S・C 2 0 3 イトカワ整形外科
57	江東区東雲 1 丁目 9 番 1 0 号 しののめ内科クリニック
58	江東区東雲 1 丁目 9 番 2 1 号東雲キャナルコート CODAN 6 街区 1 0 2 かしわざクリニック
59	江東区東雲 1 丁目 9 番 2 2 号東雲キャナルコート内 たかすな内科胃腸内科クリニック
60	江東区有明 2 丁目 1 番 7 号有明ガーデン 1 階 有明みんなクリニック 有明ガーデン院
61	江東区有明 2 丁目 1 番 7 号有明ガーデンモール&スパ 1 階 サルクリニック有明
62	江東区有明 2 丁目 1 番 8 号有明ガーデン 4 階 ベビースマイルレディースクリニック有明
63	江東区有明 2 丁目 9 番 1 号 東京有明医療大学附属クリニック
64	江東区有明 3 丁目 6 番 1 1 号東京ファッションタウン (T F T) ビル東館 3 階 東京ファッションタウンビルクリニック
65	江東区辰巳 1 丁目 9 番 4 9 - 1 0 2 号 辰巳中央診療所
66	江東区潮見 2 丁目 1 番 1 0 号 オビ内科クリニック
67	江東区潮見 2 丁目 7 番 1 号潮見駅前プラザ二番街 1 階 潮見駅前内科クリニック
68	江東区青海 2 丁目 3 番 2 3 号 1 階 フジテレビ湾岸スタジオビル診療所
69	江東区千石 2 丁目 8 番 1 0 号 青木医院
70	江東区千石 2 丁目 1 0 番 6 号 J U TOWER FRONT 千石 1 階 千石はやし内科クリニック
71	江東区千石 2 丁目 1 0 番 6 号 J U TOWER FRONT 千石 1 階 東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科
72	江東区海辺 1 2 番 1 1 号 正井診療所
73	江東区扇橋 2 丁目 1 番 3 号 竹内小児科医院
74	江東区扇橋 2 丁目 2 番 3 号 深川立川病院
75	江東区扇橋 2 丁目 1 7 番 5 号

	小林内科クリニック
76	江東区扇橋3丁目5番7号リバーサイド奥村1階 城東クリニック
77	江東区猿江1丁目18番18号 さるえこどもクリニック
78	江東区猿江2丁目6番11号 福井クリニック
79	江東区猿江2丁目16番5号住吉メディカルモール3階 住吉内科消化器内科クリニック
80	江東区住吉1丁目18番1号 あそか病院
81	江東区住吉1丁目19番1号ツインタワーすみとし住吉館204号室 ツインタワーすみとしクリニック
82	江東区住吉2丁目5番17号フジハイツ1階 よしだ内科クリニック
83	江東区住吉2丁目11番1号 本田医院
84	江東区木場2丁目19番2号H・R・Hビル3階 鈴木クリニック
85	江東区木場5丁目3番7号東寿会ビル6階 藤川クリニック
86	江東区木場5丁目3番10号 東峯婦人クリニック
87	江東区木場5丁目8番7号 木場病院
88	江東区木場6丁目4番16号バウムプラッツ201号 大江戸江東クリニック
89	江東区木場6丁目9番8号 浅川医院
90	江東区東陽2丁目3番16 - 116号 タウンセンタークリニック
91	江東区東陽2丁目4番26号飯田ビル2階 クリニック東陽町
92	江東区東陽2丁目4番26号3階 みつはたペインクリニック
93	江東区東陽3丁目1番7号 服部医院
94	江東区東陽3丁目3番6号前川ビル3階 木場整形外科
95	江東区東陽3丁目5番5号4階 木場小児科
96	江東区東陽3丁目5番5号 第二服部医院
97	江東区東陽3丁目18番4号 永田医院
98	江東区東陽3丁目23番6号 太陽ビルクリニック
99	江東区東陽3丁目27番17号長谷川ビル3階 東陽町駅前クリニック
100	江東区東陽3丁目27番32号玉河ビル2階

	までのこうじクリニック
101	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号玉河ビル 4 階 東陽パークサイドクリニック
102	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号玉河ビル 6 階 杉本整形外科クリニック
103	江東区東陽 4 丁目 5 番 1 5 号東陽町サンキビル 3 階 さくらハートクリニック
104	江東区東陽 4 丁目 6 番 1 号三共商会ビル 6 階 みつ葉クリニック
105	江東区東陽 4 丁目 1 0 番 2 号 A Y G 1 階 森崎医院
106	江東区東陽 4 丁目 1 0 番 8 号杉船ビル 6 階 東陽町はぐくみファミリークリニック
107	江東区東陽 6 丁目 3 番 2 号イースト 2 1 タワー 2 0 2 A 東京イースト 2 1 クリニック
108	江東区亀戸 1 丁目 2 8 番 8 号 五ノ橋クリニック
109	江東区亀戸 2 丁目 1 7 番 2 4 号 清湘会記念病院
110	江東区亀戸 2 丁目 2 5 番 1 4 号立花アネックスビル 3 階 かめいど腎臓内科クリニック
111	江東区亀戸 2 丁目 2 6 番 8 号風月堂ビル 1 階 亀戸内科クリニック
112	江東区亀戸 2 丁目 3 6 番 1 2 号エスプリ亀戸 4 階 亀戸内視鏡・胃腸内科クリニック
113	江東区亀戸 2 丁目 4 1 番 1 号 友仁病院
114	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 5 号 3 階 山口整形外科
115	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 5 号 4 階 亀戸畠山クリニック
116	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 7 号 吉村内科
117	江東区亀戸 3 丁目 2 番 1 3 号 わらび内科ペインクリニック
118	江東区亀戸 3 丁目 1 4 番 4 号 アクアメディカルクリニック
119	江東区亀戸 3 丁目 4 6 番 2 号 天神通りクリニック
120	江東区亀戸 4 丁目 1 7 番 8 号 河野外科
121	江東区亀戸 4 丁目 1 8 番 4 号亀戸メディカルビル 3 階 水神クリニック
122	江東区亀戸 5 丁目 1 番 6 - 1 0 1 号 亀戸駅前クリニック
123	江東区亀戸 5 丁目 3 番 2 号サンタモニカ亀戸 2 階 亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科
124	江東区亀戸 6 丁目 2 番 3 号田辺ビル 4 階 しおかぜクリニック
125	江東区亀戸 6 丁目 2 番 3 号田辺ビル 5 階

	クリニックコスモス
126	江東区亀戸6丁目14番3号 五の橋こどもクリニック
127	江東区亀戸6丁目41番10号7階 江東透析クリニック
128	江東区亀戸6丁目57番20号亀戸東口駅前ビル2階 亀戸水神森クリニック
129	江東区亀戸7丁目10番1号 ひらの亀戸ひまわり診療所
130	江東区亀戸8丁目8番8号 豊島医院
131	江東区亀戸9丁目13番1号 東京城東病院
132	江東区亀戸9丁目34番1-136号 わかたけクリニック
133	江東区大島1丁目1番5号VIP大島2階D みね内科・消化器科
134	江東区大島1丁目2番2号ザ・ガーデンタワーズサンセットタワー102 エリゼこどもクリニック
135	江東区大島1丁目29番4-101号 スマイルクリニック西大島
136	江東区大島1丁目33番15号小野ビル1階 小野内科診療所
137	江東区大島1丁目36番5号江東ビル2階 江東診療所
138	江東区大島2丁目33番10号プラウドタワー亀戸1階 五の橋タワークリニック
139	江東区大島2丁目37番9号 西大島クリニック
140	江東区大島3丁目4番3号2階 西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック
141	江東区大島3丁目14番17号江口ビル302号室 林内科クリニック
142	江東区大島4丁目1番6-105号 小林クリニック
143	江東区大島4丁目6番21号西大島ビューハイツ101号室 藤川内科・呼吸器内科クリニック
144	江東区大島4丁目8番14号 大島医院
145	江東区大島4丁目12番6号林ビル1階 かおり皮ふ科クリニック
146	江東区大島5丁目7番5号ヤマキビル大島4階 まつもとメディカルクリニック
147	江東区大島5丁目7番5号ヤマキビル大島5階 江東病院附属在宅診療所
148	江東区大島5丁目8番1号 稲見内科医院
149	江東区大島5丁目10番10号セントラルプラザ大島1階 大島駅前クリニック
150	江東区大島5丁目10番10号セントラルプラザ大島406

	大島耳鼻咽喉科・アレルギー科
151	江東区大島 5 丁目 3 2 番 5 号 いのうえ整形外科
152	江東区大島 5 丁目 3 6 番 7 号 2 階 びやじま内科医院・大島駅前
153	江東区大島 5 丁目 4 6 番 4 号 小林整形外科
154	江東区大島 5 丁目 5 1 番 1 0 - 1 0 1 号 永岡クリニック
155	江東区大島 6 丁目 1 番 4 - 1 0 2 号 こどもみらい大島クリニック
156	江東区大島 6 丁目 8 番 5 号 江東病院
157	江東区大島 6 丁目 9 番 1 1 号 宮方クリニック
158	江東区大島 7 丁目 1 番 1 8 号 1 階 ビーハッピークリニック
159	江東区大島 7 丁目 7 番 1 号 中の橋クリニック
160	江東区大島 7 丁目 3 6 番 4 号 星医院
161	江東区大島 7 丁目 3 8 番 1 5 号 あかねクリニック
162	江東区大島 7 丁目 3 8 番 3 0 号ダイエー東大島 2 階 佐竹クリニック
163	江東区大島 8 丁目 5 番 2 号 大島小児科医院
164	江東区大島 8 丁目 2 3 番 6 号 三上医院
165	江東区大島 8 丁目 4 2 番 7 号サンピアット東大島 2 F 東大島メディカルクリニック
166	江東区大島 9 丁目 3 番 1 6 号 よし耳鼻咽喉科
167	江東区大島 9 丁目 5 番 1 - 1 0 4 号 コアシティ東大島クリニック
168	江東区大島 9 丁目 5 番 1 - 1 0 6 号 さがみ外科胃腸科クリニック
169	江東区北砂 1 丁目 5 番 2 0 号 岩井橋クリニック
170	江東区北砂 2 丁目 1 番 2 2 号 寿康会病院
171	江東区北砂 2 丁目 1 4 番 1 7 号 荒木医院
172	江東区北砂 2 丁目 1 4 番 2 0 号 北砂クリニック
173	江東区北砂 2 丁目 1 5 番 4 0 号 協和メディカルクリニック
174	江東区北砂 2 丁目 1 7 番 1 号アリオ北砂 3 階 アリオ北砂内科
175	江東区北砂 4 丁目 6 番 2 号

	亀高医院
176	江東区北砂4丁目24番11号 南塚内科医院
177	江東区北砂5丁目14番3号 柳沢ファミリークリニック
178	江東区北砂5丁目16番1号 北原診療所
179	江東区北砂5丁目20番8号 たち内科小児科クリニック
180	江東区北砂6丁目1番4号 おおぞら太陽クリニック
181	江東区北砂6丁目27番17号 サワイメディカルクリニック
182	江東区北砂7丁目1番25号 正木医院
183	江東区北砂7丁目3番17号 神原医院
184	江東区東砂2丁目5番7号2階 恵仁クリニック
185	江東区東砂2丁目11番27号 赤羽根医院
186	江東区東砂3丁目25番3号 ソライロ在宅クリニック
187	江東区東砂4丁目9番2号 鎌上医院
188	江東区東砂4丁目20番2号 愛和病院
189	江東区東砂4丁目22番1号 田尻整形外科
190	江東区東砂4丁目23番6号 みやたけクリニック
191	江東区東砂5丁目3番4号 葛西橋診療所
192	江東区東砂5丁目12番20号 砂町診療所
193	江東区東砂6丁目7番5号 永岡医院
194	江東区東砂7丁目19番13-102号 わたなべ内科胃腸科
195	江東区東砂7丁目19番13-301号 まるやま皮膚科クリニック
196	江東区東砂8丁目19番13号 金子クリニック
197	江東区新砂3丁目1番9号1階 南砂町リウマチ科整形外科
198	江東区新砂3丁目3番20号 順天堂東京江東高齢者医療センター
199	江東区新砂3丁目3番53号アルカナル南砂2階E 南砂町駅前おおさわクリニック
200	江東区新砂3丁目4番31号SUNAMO 4階

	南砂町おだやかクリニック
201	江東区新砂 3 丁目 3 番 2 5 号 東京都立東部療育センター
202	江東区南砂 1 丁目 9 番 9 号 鈴木医院
203	江東区南砂 1 丁目 2 5 番 1 1 号 藤崎病院
204	江東区南砂 2 丁目 3 番 1 9 号 南砂メディカルクリニック
205	江東区南砂 2 丁目 6 番 3 号サンライズ東陽ビル 2 階 おくむら医院
206	江東区南砂 2 丁目 6 番 3 号サンライズ東陽 2 階 せきぐち整形外科
207	江東区南砂 2 丁目 2 8 番 7 号 六地藏クリニック
208	江東区南砂 2 丁目 3 2 番 5 号 2 階 おかもとこどもクリニック
209	江東区南砂 2 丁目 3 2 番 5 号センタービレッジ南砂 2 階 東陽町南砂みやけ内科
210	江東区南砂 3 丁目 8 番 1 0 号 かぶき内科
211	江東区南砂 4 丁目 7 番 2 3 号 植田医院
212	江東区南砂 6 丁目 1 番 9 号 山之内医院
213	江東区南砂 7 丁目 1 番 2 5 号 柳瀬クリニック
214	江東区南砂 7 丁目 1 番 2 5 号南砂公園ガーデニア 2 0 9 城東南砂医院
215	江東区南砂 6 丁目 8 番 1 4 号 中澤医院
216	江東区南砂 7 丁目 1 3 番 5 号 寿康会診療所

◎江東区告示第 1 0 5 号

犬の注射済票交付手数料収納事務の委託に
ついて

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）
第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、犬の注射済票
交付手数料の収納について、別紙に掲げる動物病
院に委託したので、同条第 2 項の規定により告示
する。

令和 5 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

別紙

動物病院名	開設者	所在地	取扱期間
青柳動物病院	青柳 恵彦	江東区牡丹三丁目 9番6号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
アニマルメディカルクリニック	谷口 孝	江東区富岡一丁目 26番12号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
磯貝動物病院	有限会社 磯貝動物病院	江東区北砂一丁目 12番1号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
犬猫の病院 しん	矢島 信一	江東区平野三丁目 2番3号	令和5年4月1日から 令和5年6月30日まで
イリオヘルスサポート	株式会社イリオ	江東区豊洲二丁目 4番9号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
永代橋アニマルクリニック	有限会社KAC	江東区永代一丁目 9番1号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
おおじま動物クリニック	榎本 雄太	江東区大島一丁目 29番7号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
株式会社荏谷動物病院グループ 江東総合病院	株式会社荏谷動物 病院グループ	江東区北砂三丁目 12番7号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
株式会社荏谷動物病院グループ 三つ目通り病院外科・整形外科 センター	株式会社荏谷動物 病院グループ	江東区森下五丁目 20番2号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
ガルシア動物病院	ラグドーナ株式会 社	江東区辰巳二丁目 1番56号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
木場きたむら動物病院	北村 亮	江 東 区 冬 木 7番7号カスタム ビル1階	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
木場パークサイド動物病院	濱谷 直幸	江東区東陽一丁目 27番3号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
きむら動物診療室	株式会社きむら動 物診療室	江東区常盤二丁目 14番11号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
清澄白河アニマルクリニック	本池 俊仁	江東区白河一丁目 6番15号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
清澄動物病院	西野 朗	江東区白河一丁目 4番18号	令和5年4月1日から 令和5年12月31日まで
ケイ動物病院	有限会社ゾーディ アック	江東区東陽四丁目 10番14号	令和5年4月1日から 令和5年6月30日まで
江東どうぶつ医療センター	株式会社MAH	江東区塩浜二丁目 11番29号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
こころ動物病院	株式会社カダモホ ルジョマシーコ	江東区北砂七丁目 5番16号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
コジマ亀戸動物病院	株式会社コジマ	江東区亀戸三丁目 60番21号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
しののめ動物病院	株式会社シンフェ スティア	江東区東雲一丁目 6番3号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
ZEROどうぶつクリニック	山本 健二	江東区大島一丁目 30番14号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
チェロ動物病院	河村 貴仁	江東区東砂八丁目 5番5-103号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
動物愛護医院	笠井 千石	江東区森下二丁目 1番1号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
動物医療サポートセンター	株式会社獣医画像 診断研究所	江東区深川二丁目 7番17号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
動物の病院・KISS(キッス)	安藤 雅子	江東区亀戸一丁目	令和5年4月1日から

		3 2 番 3 - 4 0 1 号	令和 5 年 6 月 3 0 日まで
動物病院モルム	栗野 悟	江東区住吉一丁目 1 4 番 8 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
とだ動物病院	有限会社とだ動物病院	江東区千田 6 番 1 3 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 9 月 3 0 日まで
とよす動物病院	株式会社とよす動物病院	江東区豊洲六丁目 2 番 1 0 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
ペテモ動物病院亀戸	イオンペット株式会社	江東区亀戸六丁目 3 8 番 1 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
ペテモ動物病院東雲	イオンペット株式会社	江東区東雲一丁目 9 番 1 0 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
まつばら動物病院	株式会社MAH	江東区枝川三丁目 4 番 9 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
まるやま動物病院	丸山 吉博	江東区石島四番 9 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
南砂どうぶつ病院	嶋村 健太郎	江東区北砂四丁目 1 番 6 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 1 2 月 3 1 日まで
モブ動物病院	石森 斉子	江東区南砂三丁目 1 3 番 5 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 6 月 3 0 日まで
LUNA ペットクリニック潮見	株式会社 R & M テリネール	江東区潮見二丁目 6 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 6 月 3 0 日まで

東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号

◎江東区告示第 1 0 6 号

江東区国民健康保険料の徴収事務について、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり委託したので、国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町 8 番地 8
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 5 番地の 1
- (8) 株式会社しんきん情報サービス

- (9) LINE Pay 株式会社

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

- (10) Pay Pay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

- (11) ビリングシステム株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号

- (12) 株式会社 NTT ドコモ

東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号

- (13) 株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号

- (14) KDDI 株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目 1 0 番 1 0 号

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区国民健康保険料の徴収事務
②『モバイルレジクレジット』及び『ネット d e モバイルレジ』に係る江東区国民健康保険料の徴収事務
③江東区国民健康保険料に係る徴収事務の取りまとめ
- (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区国民健康保険料の徴収事務
- (3) 同上
- (4) 同上
- (5) 同上
- (6) 同上

- (7) 同上
- (8) MMK設置店の表示のある加盟店舗における江東区国民健康保険料の徴収事務
- (9) 『LINE Pay』による国民健康保険料の徴収事務
- (10) 『Pay Pay』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- (11) 『Pay Pay』及び『d払い』及び『au PAY』に係る江東区国民健康保険料の徴収事務
- (12) 『d払い』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- (13) 『J-Coin Pay』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- (14) 『au PAY』による江東区国民健康保険料の徴収事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎江東区告示第107号

江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定に基づき、下記のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地の1
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- (8) 株式会社しんきん情報サービス

東京都港区港南一丁目8番27号

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務
②江東区後期高齢者医療保険料に係る徴収事務の取りまとめ
- (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務
- (3) 同上
- (4) 同上
- (5) 同上
- (6) 同上
- (7) 同上
- (8) MMK設置店の表示のある加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎江東区告示第108号

令和5年度における会計年度任用職員の報酬の額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年3月江東区規則第4号)第4条の規定に基づき、下記のとおり告示します。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

令和5年度会計年度任用職員の報酬の額 別紙のとおり

〔別紙〕

会計年度任用職員の報酬の額一覧

職 名	報酬額	(内 訳)		報酬 区分
		報酬 (手当相当額を除く。)	地域手当に 相当する報酬	
事務支援員	1,112 円	927 円	185 円	時間額
職員課会計年度任用職員	191,846 円	159,872 円	31,974 円	月額
江東区オフィスサポーター支援員	1,714 円	1,429 円	285 円	時間額
江東区オフィスサポーター	1,112 円	927 円	185 円	時間額
職員課保健師	1,860 円	1,550 円	310 円	時間額
江東区公文書等専門員	279,300 円	232,750 円	46,550 円	月額
江東区行政不服審査担当職員	20,000 円	16,667 円	3,333 円	日額
江東区文書事務担当職員	1,112 円	927 円	185 円	時間額
江東区男女共同参画推進センター保育士	188,920 円	157,434 円	31,486 円	月額
江東区スポーツ振興指導員	210,207 円	175,173 円	35,034 円	月額
江東区融資相談員	240,451 円	200,376 円	40,075 円	月額
江東区消費生活相談員	236,700 円	197,250 円	39,450 円	月額
江東区文化財主任専門員	279,300 円	232,750 円	46,550 円	月額
江東区文化財専門員	246,434 円	205,362 円	41,072 円	月額
江東区青少年育成指導員	221,092 円	184,244 円	36,848 円	月額
区民課窓口外国人住民支援員	231,676 円	193,064 円	38,612 円	月額
区民課窓口支援員	219,889 円	183,241 円	36,648 円	月額
個人番号カード交付担当員	219,889 円	183,241 円	36,648 円	月額
江東区特別区税滞納整理専門指導員	(A) 126,030 円	105,025 円	21,005 円	月額
	(B) 63,014 円	52,512 円	10,502 円	月額
江東区介護保険給付適正化事務職員	211,815 円	176,513 円	35,302 円	月額
江東区福祉事務専門員	219,889 円	183,241 円	36,648 円	月額
江東区高齢者福祉相談支援事務会計年度任用職員	211,815 円	176,513 円	35,302 円	月額
江東区介護予防機能強化支援員	231,668 円	193,057 円	38,611 円	月額
社会福祉士	290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
江東区地域包括支援専門員	290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
介護保険料徴収嘱託員	170,180 円	141,817 円	28,363 円	月額
江東区介護保険課窓口等事務職員	199,968 円	166,640 円	33,328 円	月額
介護保険認定調査員	218,139 円	181,783 円	36,356 円	月額

江東区地域リハビリテーション相談員	19,800 円	16,500 円	3,300 円	日額
江東区障害者余暇活動支援指導員	210,207 円	175,173 円	35,034 円	月額
江東区手話通訳者	10,004 円	8,337 円	1,667 円	日額
	(休日補充) 12,421 円	10,351 円	2,070 円	日額
江東区障害者支援相談員	231,676 円	193,064 円	38,612 円	月額
江東区障害者就労・生活支援センター相談員	204,926 円	170,772 円	34,154 円	月額
江東区国民健康保険給付事務嘱託員	241,515 円	201,263 円	40,252 円	月額
江東区医療保険相談員	198,908 円	165,757 円	33,151 円	月額
江東区国民健康保険料等徴収嘱託員	170,180 円	141,817 円	28,363 円	月額
江東区国民健康保険料等収納事務補助職員	199,968 円	166,640 円	33,328 円	月額
江東区医療扶助支援員	241,515 円	201,263 円	40,252 円	月額
江東区家庭相談員	175,700 円	146,417 円	29,283 円	月額
江東区資産調査専門員	290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
江東区受験生チャレンジ支援貸付相談員	199,968 円	166,640 円	33,328 円	月額
江東区中国残留邦人等地域生活支援事業相談員	170,749 円	142,291 円	28,458 円	月額
江東中国在留邦人等支援・相談員	9,630 円	8,025 円	1,605 円	日額
江東区婦人相談員	(月 12 日) 217,500 円	181,250 円	36,250 円	月額
	(月 16 日) 290,000 円	241,667 円	48,333 円	月額
栄養士	9,721 円	8,101 円	1,620 円	日額
	(時間額) 1,944 円	1,620 円	324 円	時間額
歯科衛生士	(5 時間) 9,721 円	8,101 円	1,620 円	日額
	(6 時間) 11,665 円	9,721 円	1,944 円	日額
検査技師	9,721 円	8,101 円	1,620 円	日額
保健師	1,942 円	1,619 円	323 円	時間額
助産師	1,942 円	1,619 円	323 円	時間額
看護師	1,942 円	1,619 円	323 円	時間額
心理判定員	14,750 円	12,292 円	2,458 円	日額
医療連携 SW	14,750 円	12,292 円	2,458 円	日額
医療相談専門員	10,590 円	8,825 円	1,765 円	日額
保育担当	1,284 円	1,070 円	214 円	時間額
検査補助	1,112 円	927 円	185 円	時間額

児童福祉専門相談員	290,193 円	241,828 円	48,365 円	月額
江東区児童館児童指導員	1,714 円	1,429 円	285 円	時間額
江東区児童館運営補助員	1,112 円	927 円	185 円	時間額
普通保育補助員	106,671 円	88,893 円	17,778 円	月額
零歳特例保育補助員	143,991 円	119,993 円	23,998 円	月額
乳児専門園普通保育補助員	160,513 円	133,761 円	26,752 円	月額
江東区立保育園栄養士 (委託担当)	205,892 円	171,577 円	34,315 円	月額
江東区立保育園栄養士 (0 歳児担当)	205,892 円	171,577 円	34,315 円	月額
江東区立保育園栄養士 (保育課)	205,892 円	171,577 円	34,315 円	月額
特例延長保育補助員 (A～G)	(特例) 1,297 円	1,081 円	216 円	時間額
	(延長) 1,414 円	1,179 円	235 円	時間額
	(日中) 1,164 円	970 円	194 円	時間額
保育補助員	1,112 円	927 円	185 円	時間額
特例・延長保育補助員	(特例) 1,202 円	1,002 円	200 円	時間額
	(延長) 1,323 円	1,103 円	220 円	時間額
	(日中) 1,112 円	927 円	185 円	時間額
用務補助員	1,112 円	927 円	185 円	時間額
給食調理補助員	1,112 円	927 円	185 円	時間額
栄養士補助員	1,459 円	1,216 円	243 円	時間額
看護師補助員	1,950 円	1,625 円	325 円	時間額
特別支援児保育巡回指導員	81,700 円	68,084 円	13,616 円	月額
江東区保育施設検査支援員	1,414 円	1,179 円	235 円	時間額
環境学習推進員①	212,179 円	176,816 円	35,363 円	月額
環境学習推進員②	225,739 円	188,116 円	37,623 円	月額
江東区清掃作業員	8,768 円	7,307 円	1,461 円	日額
江東区道路課技術職員	1,470 円	1,225 円	245 円	時間額
江東区道路等監察指導員	198,908 円	165,757 円	33,151 円	月額
江東区道路保全技術補助員	198,908 円	165,757 円	33,151 円	月額
江東区放置自転車対策作業員	1,112 円	927 円	185 円	時間額
監査業務補助員	1,546 円	1,289 円	257 円	時間額
監査専門員	198,908 円	165,757 円	33,151 円	月額
学校用務補助職員	1,112 円	927 円	185 円	時間額
学校警備補助職員	1,112 円	927 円	185 円	時間額
日本語クラブ講師	(週 1 日) 90,700 円	75,584 円	15,116 円	月額
	(週 2 日) 181,400 円	151,167 円	30,233 円	月額

	(週 5 日)	360,000 円	300,000 円	60,000 円	月額
幼稚園相談員		208,879 円	174,066 円	34,813 円	月額
区立幼稚園預かり保育指導員		1,852 円	1,544 円	308 円	時間額
区立幼稚園預かり保育補助員		1,112 円	927 円	185 円	時間額
学校事務専門員		155,148 円	129,290 円	25,858 円	月額
学校栄養職員		224,232 円	186,860 円	37,372 円	月額
学びスタンダード強化講師 T 1		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
学びスタンダード強化講師 T T		2,020 円	1,684 円	336 円	時間額
教科担任制講師		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
栄養士補助	(資格有)	1,430 円	1,192 円	238 円	時間額
	(資格無)	1,112 円	927 円	185 円	時間額
江東区教育委員会相談員		208,879 円	174,066 円	34,813 円	月額
スクール・サポート・スタッフ		1,112 円	927 円	185 円	時間額
小 1 支援員		1,112 円	927 円	185 円	時間額
ブリッジスクール学習支援職員		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
副校長補佐		125,900 円	104,917 円	20,983 円	月額
養護補助		1,430 円	1,192 円	238 円	時間額
江東区幼稚園補助職員		1,852 円	1,544 円	308 円	時間額
特別非常勤講師		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
江東区立学校日本語指導講師		222,100 円	185,084 円	37,016 円	月額
江東区スクールソーシャルワーカー		290,193 円	241,828 円	48,365 円	月額
江東区俳句教育推進員		208,879 円	174,066 円	34,813 円	月額
江東区理科教育推進員		208,879 円	174,066 円	34,813 円	月額
江東区部活動教育推進員		208,879 円	174,066 円	34,813 円	月額
江東区学校部活動指導員		2,500 円	2,084 円	416 円	時間額
江東区特別支援教育心理専門員	(月 15 日)	241,531 円	201,276 円	40,255 円	月額
	(月 16 日)	257,646 円	214,705 円	42,941 円	月額
江東区特別支援教育アドバイザー		241,515 円	201,263 円	40,252 円	月額
江東区特別支援教育看護師		300,000 円	250,000 円	50,000 円	月額
学習支援員		1,350 円	1,125 円	225 円	時間額
個別学習支援指導員		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
情緒固定学級講師		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
特別支援教室指導員		2,730 円	2,275 円	455 円	時間額
江東区きつずクラブ児童指導員		1,714 円	1,429 円	285 円	時間額
江東区きつずクラブ児童指導補助員		1,112 円	927 円	185 円	時間額

教育相談心理専門員	16,610 円	13,842 円	2,768 円	日額
-----------	----------	----------	---------	----

◎江東区告示第 109 号

江東区介護保険料の収納事務について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり委託したので、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 45 条の 7 第 1 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

委託した相手方	住所	委託内容	委託期間
株式会社 エヌ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	江東区介護保険料収納事務のとりまとめ及びモバイルレジによる江東区介護保険料の収納	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社 しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	MMK 設置店の表示のある加盟店舗における江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	直営店舗及び加盟店舗における江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	同上	同上
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	同上	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一	同上	同上

	丁目 5 番地 1		
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	同上	同上
株式会社 ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	同上	同上
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号	a u P A Y、d 払い、P a y P a y に係る江東区介護保険料の収納	同上
K D D I 株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号	a u P A Y による江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 N T T ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号	d 払いによる江東区介護保険料の収納	同上
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	J - C o i n P a y による江東区介護保険料の収納	同上
L I N E P a y 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号	L I N E P a y による江東区介護保険料の収納	同上
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	P a y P a y による江東区介護保険料の収納	同上

◎江東区告示第 110 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、予防接種について下記のと

おり公告する。

令和 5 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種

2 対象者の範囲

江東区の住民基本台帳に記録されている者のうち、ワクチンごとに定められた接種対象年齢の者。

ただし、接種日において戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると認められる者についても、当該者の同意を得たうえで対象とする。

3 実施の時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 場所

別表に掲げる実施医療機関（集団接種会場及び江東区長の要請に応じて個別接種に協力する旨を承諾した医師に係る医療機関）

5 接種費用

無料

6 予防接種を受けることが適当でない者

(ア) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる者

(イ) 明らかな発熱を呈している者

(ウ) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(エ) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(オ) 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

7 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

(ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(イ) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(ウ) 過去にけいれんの既往のある者

(エ) 過去に免疫不全の診断がされている者及び

近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(カ) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

8 他の予防接種との関係

ワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、ワクチンごとに決められた間隔をおくこととする。

別紙 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種医療機関

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
1	江東区スポーツ会館	北村 淳子	北砂 1 - 2 - 9
2	深川スポーツセンター	北村 淳子	越中島 1 - 2 - 18
3	有明スポーツセンター	北村 淳子	有明 2 - 3 - 5
4	東砂スポーツセンター	北村 淳子	東砂 4 - 24 - 1
5	亀戸スポーツセンター	北村 淳子	亀戸 8 - 22 - 1
6	森下文化センター	北村 淳子	森下 3 - 12 - 17
7	正井診療所	正井 博文	海辺 12 - 11
8	魚住総合クリニック	魚住 葵	永代 2 - 34 - 10
9	永代クリニック	金 民日	永代 2 - 37 - 22
10	橋クリニック	二宮 彰治	枝川 1 - 6 - 20
11	望月内科クリニック	望月 俊男	高橋 13 - 2 ヴィラロイヤル森下 1 階
12	小林内科クリニック	小林 健嗣	扇橋 2 - 17 - 5
13	城東クリニック	軽部 裕也	扇橋 3 - 5 - 7 リバーサイド奥村 1 階
14	まつもとメディカルクリニック	松本 佐保姫	大島 5 - 7 - 5 ヤマキビル大島 4 階
15	ビーハッピークリニック	梅田 祥克	大島 7 - 1 - 18 - 1 階
16	小林整形外科医院	小林 千秋	大島 5 - 46 - 4 小林ビル 2 階
17	江東診療所	吉澤 敬一	大島 1 - 36 - 5
18	大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	井出 夏実	大島 5 - 10 - 10 セントラルプラザ大島 4 階
19	稲見内科医院	稲見 晃一	大島 5 - 8 - 1
20	大島医院	郭 紫峰	大島 4 - 8 - 14
21	こどもみらい大島クリニック	齋藤 勇	大島 6 - 1 - 4 - 102
22	宮方クリニック	宮方 了	大島 6 - 9 - 11
23	スマイルクリニック西大島	舘野 香織	大島 1 - 29 - 4 アルテシモコルソ 101
24	笠井小児クリニック	笠井 秀明	大島 9 - 5 - 1 コアシティ東大島 103
25	小林クリニック	小林 功	大島 4 - 1 - 6 - 105
26	みね内科・消化器科	峯 雅文	大島 1 - 1 - 5 メディカルポートクローバー橋 2 階
27	五の橋タワークリニック	大塚 善久	大島 2 - 33 - 10 プラウドタワー亀戸 1 階
28	びやじま内科医院・大島駅前	北川 浩史	大島 5 - 36 - 7 白石ビル 2 階
29	林内科クリニック	林 国樹	大島 3 - 14 - 17 江口ビル 302 号
30	江東病院附属在宅診療所	堀米 衣見子	大島 5 - 7 - 5 ヤマキビル大島 5 階

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
31	水谷皮膚科クリニック	水谷 治子	大島 1 - 1 - 5 メディカルポートクローバー橋 2 階
32	かおり皮膚科クリニック	廣田 香織	大島 4 - 1 2 - 6 林ビル 1 階
33	西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック	岩渕 敏久	大島 3 - 4 - 3 タワーレジデンス西大島 2 階
34	小野内科診療所	小野 卓哉	大島 1 - 3 3 - 1 5 小野ビル 1 階
35	アクアメディカルクリニック	寺田 武史	亀戸 3 - 1 4 - 4
36	わかたけクリニック	竹川 広三	亀戸 9 - 3 4 - 1 - 1 3 6
37	豊島医院	豊島 孝道	亀戸 8 - 8 - 8
38	しおかぜクリニック	秋月 乃里子	亀戸 6 - 2 - 3 田辺ビル 4 階
39	河野外科	河野 茂雄	亀戸 4 - 1 7 - 8
40	ひらの亀戸ひまわり診療所	毛利 一平	亀戸 7 - 1 0 - 1 Z ビル 2 階
41	亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	吉田 松実	亀戸 5 - 3 - 2 サンタモニカ亀戸 2 階
42	亀戸内科クリニック	荒木 正	亀戸 2 - 2 6 - 8 風月堂ビル 1 階
43	わらび内科・ペインクリニック	蔵 謙吾	亀戸 3 - 2 - 1 3
44	天神通りクリニック	黒田 徹	亀戸 3 - 4 6 - 2 キャッスルプラザ亀戸 1 0 1
45	藤川内科・呼吸器内科クリニック	藤川 貴浩	大島 4 - 6 - 2 1 西大島ビューハイツ 1 0 1
46	荒木医院	荒木 重人	北砂 2 - 1 4 - 1 7
47	たち内科小児科クリニック	館 桂一郎	北砂 5 - 2 0 - 8
48	寿康会診療所健診センタークリニック	高橋 和彦	南砂 7 - 1 3 - 5
49	おおぞら太陽クリニック	白石 京子	北砂 6 - 1 - 4
50	柳沢ファミリークリニック	柳澤 明子	北砂 5 - 1 4 - 3 - 1 0 1
51	正木医院	正木 忠明	北砂 7 - 1 - 2 5
52	サワイメディカルクリニック	金田 竜真	北砂 6 - 2 7 - 1 7
53	神原医院	神原 礼文	北砂 7 - 3 - 1 7
54	岩井橋クリニック	佐久間 佳規	北砂 1 - 5 - 2 0 東陽町ダイヤモンドパレス 1 階
55	協和メディカルクリニック	細野 紫麻子	北砂 2 - 1 5 - 4 0
56	浅川医院	浅川 洋	木場 6 - 9 - 8
57	深川ギャザリアクリニック	横山 貴之	木場 1 - 5 - 2 5 深川ギャザリアタワー S 棟 3 階
58	木場病院	大井田 基	木場 5 - 8 - 7
59	清澄内科	田中 円	清澄 3 - 6 - 9
60	東雲クリニック	亀谷 陽	東雲 1 - 8 - 1 7

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
61	たかすな内科・胃腸内科クリニック	高砂 憲一	東雲 1 - 9 - 2 2 東雲キャナルコート内
62	清澄白河ファミリークリニック	松村 雅幸	白河 3 - 4 - 3 医療モール 2 階
63	南砂町おだやかクリニック	井上 宏一	新砂 3 - 4 - 3 1 南砂町ショッピングセンター SUNAMO 4 階
64	南砂町駅前おおさわクリニック	大澤 俊也	新砂 3 - 3 - 5 3 アルカナル南砂 2 階 E
65	順天堂東京江東高齢者医療センター	津田 裕士	新砂 3 - 3 - 2 0
66	本田医院	本田 肇	住吉 2 - 1 1 - 1
67	東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科	岡田 和也	千石 2 - 1 0 - 6 JUTOWERFRONT 千石 1 階
68	千石はやし内科クリニック	林 栄一	千石 2 - 1 0 - 6 JUTOWERFRONT 千石 1 階
69	までのこうじクリニック	萬里小路 直樹	東陽 3 - 2 7 - 3 2 玉河ビル 2 階
70	服部医院	服部 浩	東陽 3 - 1 - 7
71	森崎医院	佐々木 佑	東陽 4 - 1 0 - 2 AYG 1 階
72	さくらハートクリニック	本郷 真紀子	東陽 4 - 5 - 1 5 東陽町サンキビル 3 階
73	大陽ビルクリニック	中木 基江	東陽 3 - 2 3 - 6 大陽ビル 1 0 2
74	杉本整形外科クリニック	杉本 宗彦	東陽 3 - 2 7 - 3 2 玉河ビル 6 階
75	金櫻堂医院	塩入 公保	富岡 1 - 2 2 - 2 8
76	M's クリニックもんなか	森多 克行	富岡 2 - 2 - 6 プロスペア一門前仲町 2 0 2
77	とみおか医院	野元 成郎	富岡 1 - 2 6 - 2 0 - 2 階
78	大手町さくらクリニック in 豊洲	西山 寿子	豊洲 3 - 2 - 2 0 豊洲フロント 2 階
79	豊洲寺沢クリニック	寺沢 公仁子	豊洲 2 - 5 - 3 パークシティ豊洲コート C 棟 1 階
80	有明こどもクリニック豊洲院	村上 典子	豊洲 5 - 5 - 2 5 昭和大学豊洲寮 1 階
81	とよす内科クリニック	金澤 信彦	豊洲 4 - 2 - 2 豊南堂ビル 2 階
82	タムスファミリークリニック豊洲	佐々木 隼人	豊洲 2 - 2 - 1 アーバンドックららぽーと豊洲 3 4 階
83	豊洲医院	稲田 香里	豊洲 4 - 7 - 1
84	神津クリニック	神津 隆弘	豊洲 3 - 2 - 3 豊洲キュービックガーデン 1 階
85	みやたけクリニック	宮武 俊秀	東砂 4 - 2 3 - 6
86	永岡医院	永岡 喜久夫	東砂 6 - 7 - 5
87	なおやこどもクリニック	坂口 直哉	東砂 7 - 1 9 - 1 3 ベルコモン南砂 2 階
88	葛西橋診療所	木股 仲恒	東砂 5 - 3 - 4
89	鎌上医院	鎌上 雅夫	東砂 4 - 9 - 2
90	ひろた医院	廣田 有俊	深川 1 - 5 - 3 - 2 階

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
91	たけし在宅クリニック	片桐 崇文	福住1-17-8東亜門前仲町ビル5階
92	大井医院	大井 明	古石場1-13-19
93	吉田まゆみ内科	吉田 眞弓	古石場2-14-1ウエルタワー深川204
94	おかの小児科	岡野 周子	古石場2-14-1ウエルタワー深川202
95	鈴木医院	鈴木 良一	南砂1-9-9
96	寿康会病院	井野 威	北砂2-1-22
97	中澤医院	新保 悟朗	南砂6-8-14
98	かぶき内科	冠木 敬一郎	南砂3-8-10
99	柳瀬クリニック	海老根 伊佐子	南砂7-1-25南砂公園ガーデニア206
100	おかもとこどもクリニック	岡本 静香	南砂2-32-5センタービレッジ南砂2階
101	東陽町南砂みやけ内科	三宅 弘恭	南砂2-32-5センタービレッジ南砂2階
102	南砂メディカルクリニック	大井田 紀和	南砂2-3-19
103	山之内医院	山之内 哲雄	南砂6-1-9
104	扇橋診療所	吉田 孝太郎	三好4-7-10サウスフラッツ102
105	深川クリニック	高谷 純司	三好2-15-10
106	あおばクリニック	星木 相浩	森ド2-20-12フォーレドサンテ2階
107	中沢内科	中澤 真人	森ド4-11-5東和第2ビル2階
108	もりした耳鼻咽喉科	村田 忠行	森ド2-28-3森ドTMマンション1階
109	野木村医院	野木村 一郎	森下4-9-12
110	野崎クリニック	野崎 英樹	門前仲町2-11-8
111	門前仲町内科クリニック	神野 彰	門前仲町1-6-11トレディパーチェ3階
112	江東リハビリテーション病院	梅北 信孝	北砂2-15-15
113	愛和病院	池田 滋	東砂4-20-2
114	深川安江クリニック	日比野 正憲	深川2-14-11
115	大島小児科医院	成高 信一	大島8-5-2N&Hビル
116	吉村内科	野間 健司	亀戸2-42-7
117	永岡クリニック	永岡 康志	大島5-51-9-101
118	清澄ケアクリニック	刀禰 智之	清澄3-10-16
119	クリニックコスモス	秦 東秀	亀戸6-2-3田辺ビル5階
120	亀戸駅前クリニック	兼松 徹	亀戸5-1-6マークス亀戸101

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
121	赤羽根医院	赤羽根 巖	東砂 2 - 1 1 - 2 7
122	永田医院	永田 拓也	東陽 3 - 1 8 - 4
123	深川立川病院	立川 裕理	扇橋 2 - 2 - 3
124	三上整形外科医院	三上 豊	大島 8 - 2 3 - 6
125	けいこ豊洲こどもクリニック	塚田 佳子	豊洲 2 - 5 - 3 パークシティ豊洲コートC棟 1 階
126	東陽町駅前クリニック	中田 健一	東陽 3 - 2 7 - 1 7 長谷川ビル 3 階
127	藤崎病院	藤崎 滋	南砂 1 - 2 5 - 1 1
128	鈴木リハビリテーション病院	鈴木 宏一	枝川 3 - 8 - 1 3
129	東京都立東部療育センター	加我 牧子	新砂 3 - 3 - 2 5
130	東陽パークサイドクリニック	長田 成彦	東陽 3 - 2 7 - 3 2 玉河ビル 4 階
131	東京イースト 21 クリニック	岡 史篤	東陽 6 - 3 - 2 イーストタワー 2 1 - 2 階
132	亀戸水神森クリニック	金光 裕幸	亀戸 6 - 5 7 - 2 0 亀戸東口駅前ビル 2 階
133	五の橋こどもクリニック	大塚 正弘	亀戸 6 - 1 4 - 3
134	恵仁クリニック	井上 仁	東砂 2 - 5 - 7 J M ビル 2 階
135	清湘会記念病院	氏家 一知	亀戸 2 - 1 7 - 2 4
136	東龍堂鈴木医院	鈴木 正徳	二好 3 - 8 - 4
137	江東病院	幕内 雅敏	大島 6 - 8 - 5
138	オクダ在宅クリニック	奥田 昭宏	北砂 7 - 6 - 5
139	アトレ亀戸アイクリニック	小松 桜	亀戸 5 - 1 - 1
140	飯塚医院	飯塚 芳一	冬木 5 - 7
141	東京中央卸売市場診療所	前原 勝之	豊洲 6 - 6 - 1
142	亀戸中央通りクリニック	王 国定	亀戸 5 - 2 0 - 2 3 - 1 0 1
143	かめいど在宅診療所	東根 達也	亀戸 2 - 3 1 - 1 0
144	東大島パークサイドクリニック	大島 毅	大島 9 - 3 - 1 - 1 0 1
145	テレコムセンタービルクリニック	大矢 和光	青海 2 - 5 - 1 0 テレコムセンタービル W E S T 3 階
146	東京東部サンライズクリニック	花上 和生	東陽 3 - 2 3 - 1 1 イーストヴィレッジエンドウ 1 階
147	亀戸佐藤のり子クリニック	佐藤 のり子	亀戸 5 - 2 - 1 k a m e i d o e x 8 階
148	キノメディッククリニック豊洲	白井 充郎	豊洲 1 - 2 - 8 - 1 4
149	幸若整形外科クリニック	幸若 俊英	南砂 2 - 3 2 - 5 センタービレッジ南砂 1 階
150	西大島駅前クリニック	張 紹泰	大島 1 - 3 3 - 1 2 西大島和田ビル 2 階

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
151	大江戸江東クリニック	岡田 章佑	木場6-4-16バウムプラッツ201
152	さるえこどもクリニック	上村 神一郎	猿江1-18-18
153	フジテレビ湾岸スタジオビル診療所	陣内 彦博	青海2-3-231階
154	第二服部医院	宮内 隆政	東陽3-5-5
155	潮見駅前内科クリニック	清水 貴徳	潮見2-7-1
156	いよりこどもクリニック	伊従 秀章	東雲1-9-10イオン東雲ショッピングセンター2階
157	もんなか整形外科	佐藤 芳貞	越中島2-14-10
158	かめいど腎臓内科クリニック	井太家 美品	亀戸2-25-14立花アネックスビル3階
159	いのうえ整形外科	井上 毅	大島5-32-5
160	東峯産科クリニック	佐藤 香織	木場6-11-3
161	みつ葉クリニック	高山 明美	東陽4-6-1三共商会ビル6階
162	いいじまホームクリニック	飯島 治	亀戸1-13-12-703
163	あかちゃんとこどものクリニックカメイドクロック	山崎 幸太	亀戸6-31-6カメイドクロック4階ドクターズスクエア
164	岡田皮フ科クリニック	岡田 善胤	大島2-41-16文洋ビル5階
165	ソライロ在宅クリニック	堀米 衣見子	東砂3-25-3
166	わたなべ内科胃腸科	渡部 栄一	東砂7-19-13ベルコモン南砂メディカルプラザ102
167	東大島メディカルクリニック	柴田 宗彦	大島8-42-7サンピアット東大島2階

◎江東区告示第111号

江東区立都市公園条例（昭和52年6月江東区条例第13号）第22条の規定によるボート場の使用料の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽六丁目2番17号
公益社団法人江東区シルバー人材センター
会長 関澤 邦正
- 2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 委託の内容 江東区立横十間川親水公園内ボート場使用料の収納事務

◎江東区告示第114号

江東区清掃リサイクル条例（平成11年12月江東区条例第34号）第32条第1項及び江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成12年3月江東区規則第44号）第14条の規定に基づき、令和5年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり公表する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙〕

令和 5 年度江東区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

江東区（以下「区」という。）全域

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

(1) 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理量 213,849 t

区分	種別	処理量
家庭廃棄物	燃やすごみ	63,565 t
	燃やさないごみ	2,083 t
	資源物	29,219 t
	管路ごみ	100 t
	粗大ごみ	3,467 t
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	109,111 t
	燃やさないごみ	2,084 t
	資源物	2,728 t
	管路ごみ	1,492 t

(2) し尿、浄化槽汚泥等 2,557k1

区分	処理量
家庭し尿	17k1
事業系し尿	1,368k1
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥	1,172k1

(3) 動物死体 900 頭

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

- ・区民・事業者への情報発信と自主的な取り組みの促進
- ・環境学習の推進や情報発信、交流・こどもに対する環境教育
- ・区の率先行動

(2) リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

- ・区民・事業者による取り組みの促進
- ・発生抑制をより効果的に推進するための施策

(3) 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

- ・区民・事業者による取り組みの促進
- ・安定したリサイクルシステムの推進

(4) 安全・安心なごみの適正処理

- ・事業用大規模建築物の所有者等への対策
- ・安全なごみ・資源の収集・回収
- ・東京都・清掃一組・他区との連携

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分及び一般廃

棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙のとおり

5 計画の進行管理

江東区一般廃棄物処理基本計画に基づき、次に掲げる指標により、施策の執行状況や達成状況などの進行管理を行う。なお、各指標については、別に公表する。

【基本指標】

- 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量
- 区民1人当たり1日の区収集ごみ量
- 資源化率

○大規模建築物事業者の再利用率

【モニター指標】

○最終処分量

○温室効果ガス削減効果

○区民 1 人あたりの費用

○資源・ごみ 1 t あたりの費用

【取組指標】

○集団回収参加団体数等

6 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に江東区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

（理由）

現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物収集運搬業者の濫立により需給の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されるため。

別 紙

(1)家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、容器包装以外のプラスチック、ゴム、革製品等焼却に適したごみ)	区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。	1 燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、清掃リサイクル条例(以下「条例」という。)第2条第2項第5号に規定する資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)へ、それぞれの収集日の朝8時までに、清掃リサイクル条例施行規則(以下「規則」という。)第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、持ち出すこと。
	燃やさないごみ (金属、ガラス、陶磁器等焼却不適ごみ)	区が原則として2週間に1回収集する。		民間施設に搬入し、資源化処理をする。	燃やさないごみは、水銀を含む製品・発火性の燃やさないごみ・その他の燃やさないごみ、の3種類に分別して排出すること。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	資源物 (再生利用を目的として分別して回収する古紙、びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、製品プラスチック、発泡スチロール、蛍光灯、電池類、水銀体温計等、小型家電及び古着・古布等をいう。) ※製品プラスチックの回収については、令和5年10月より実施。	区が原則として週1回回収する。 集団回収は、実践団体と契約をした回収業者が回収する。 小型家電及び古着・古布については、区が定期的回収する。 蛍光灯、電池類及び水銀体温計等については水銀を含む製品として、区が燃やさないごみの口に戻す。 スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は発火性の燃やさないごみとして、区が燃やさないごみの口に戻す。		回収物を資源化施設まで運搬した後、再生資源として、売却等を行う。 古着・古布については、選別後再利用する。	2 資源物については、次のように排出すること。 (1) 古紙は、新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。 (2) びん及びびんは、キャップをはずし、軽く洗浄してから、集積所に用意する回収用コンテナへ排出すること。 (3) ペットボトルは、キャップとラベルをはずし、軽く洗浄及び簡易な圧縮をした上で、集積所に用意する回収用コンテナ若しくはネット(以下「コンテナ等」という。)へ排出すること。 (4) 容器包装プラスチック並びに製品プラスチックは、汚れを落とした上で、規則第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、排出すること。 (5) 発泡スチロール(発泡トレイを含む。)は、汚れを落とした上で集積所に用意する回収用コンテナ等へ排出すること。コンテナ等へ入れることが困難な場合は、区の指示によること。 (6) 電池類は絶縁した上で、燃やさないごみの口の水銀を含む製品として排出すること。 (7) 蛍光灯、水銀体温計等は購入時の箱に入れ、燃やさないごみの口の水銀を含む製品として排出すること。 (8) スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は中身を使い切った上で、燃やさないごみの口で発火性の燃やさないごみとして排出すること。 (9) 小型家電は、区が設置した拠点の回収ボックスに排出すること。(回収に出せない場合は、燃やさないごみとして排出すること。) (10) 古着・古布は、透明・半透明のビニール袋にまとめて入れ、口を結んで指定された場所へ排出すること。(回収に出せない場合は、燃やすごみとして排出すること。) (11) 集団回収は、登録団体と回収業者の間で予め定められた排出場所へ排出する。
	管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性の)	東京113区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。	輸送用バイブラインによる。	中間処理した後、埋立処分する。	管路ごみは、管路収集に適さないごみと区別し、予め設置した利用者設備へ投入すること。

	あるもの、及び特に重いものを除く管路収集の対象となるごみ)				管路収集に適さないごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ等に分別して排出すること。
家庭廃棄物	粗大ごみ (30cm角以上のごみ)	区民の申告に基づき、区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中継所で、分別した小型家電は、資源化処理をする。それ以外は、中間処理した後、埋立処分する。	予め定められた日に収集するので、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。ただし、転居廃棄物(引越荷物運送業者が転居者からの委任を受け、所定の場所まで運搬したもの)を除く。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	事業者が自らの責任で行うもののほか、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほか、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	事業者が自らの責任で処分するもののほか、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(古紙に限る)等、前述の家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指定する処理施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみとに分別するなど区及び当該施設の指示によること。 資源物(古紙)は、新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。 また、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ	事業者が自らの責任で行うもののほか、区が原則として2週間に1回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほか、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	事業者が自らの責任で処分するもののほか、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	
	資源物 (古紙)	事業者が自らの責任で行うもののほか、区が原則として週1回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほか、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	事業者が自らの責任で処分するもののほか、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	
	管路ごみ	東京二十三区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほか、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	事業者が自らの責任で処分するもののほか、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(*1)		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。	自動車による。	原則として、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(管路ごみ収集区域においては管路ごみ及び管路収集に適さないごみ)に分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出に当たって事業者は、集積所及び条例第41条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。

*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出量が50キログラム未満のものをいう。

(2)し尿、浄化槽汚泥等

区分	収集方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥を除く。)	区が江戸川区に委託し、江戸川区が原則として隔週で収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生じたし尿	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	民間処理施設において処理する。	
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥		民間処理施設において処理するもののほか、東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	

(3)動物死体

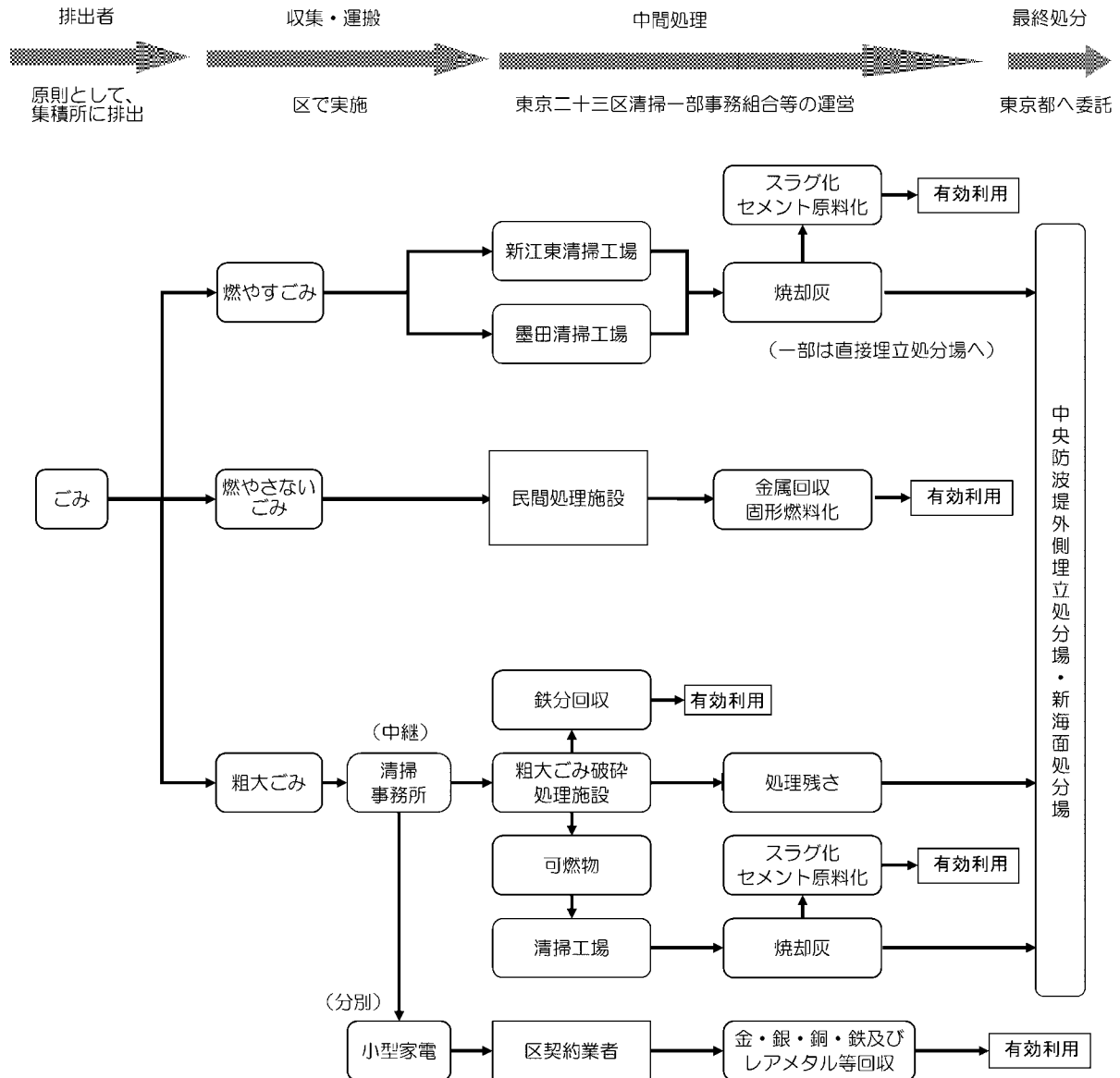
区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほか、申告により区が収集する。 また、東京都から委託されたものは、区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほか、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、火葬により処分する。	1 区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届出書により、申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示によること。

(4)区が収集しない一般廃棄物

区分	例示	処理方法にかかる区長の指示
有害性のある物	ガスボンベ類、石油(ガソリン、軽油、灯油、シンナー等)類、塗料、薬品類、	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 消火器は、消火器リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 在宅医療等に伴って生じる注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらうなどして適正に処理すること。 ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土等を除去して、便所に流すこと。
危険性のある物	バッテリー、火薬類、消火器、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等	
引火性のある物		
著しく悪臭を発するもの		
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)、ごみ焼却施設等から出されるばいじん、病院・診療所等から出される感染性廃棄物等	許可業者に委託して処理すること。
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じるもの	廃ゴムタイヤ、金庫、ピアノ、車庫、FRP船等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 車庫は、二輪車リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 FRP船は、FRP船リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条4項に規定する特定家庭用機器	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式のものを)、電気冷蔵庫(電気冷凍庫を含む。)、電気洗濯機(衣類乾燥機を含む。)	製品を購入した小売店、又は買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者に引き取りを依頼すること。上記以外の場合には、自ら指定引取場所へ搬入するか、家電リサイクル受付センターへ申告し、リサイクル料金及び収集運搬を依頼した場合により収集運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づくもの	パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。)	排出する製品の製造事業者等に申込みをする。平成15年10月1日以降に製造されたものについては当該製品を購入した時に、それ以外の製品については廃棄する時に指示された方法により、リサイクル料金を負担すること。
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づくもの	使用済自動車	都道府県知事等の登録を受けた引取業者(取扱店等)に引き渡すこと。 平成16年度末までに購入した自動車の場合は、引取業者等の指示により、リサイクル料金を負担すること。

参 考

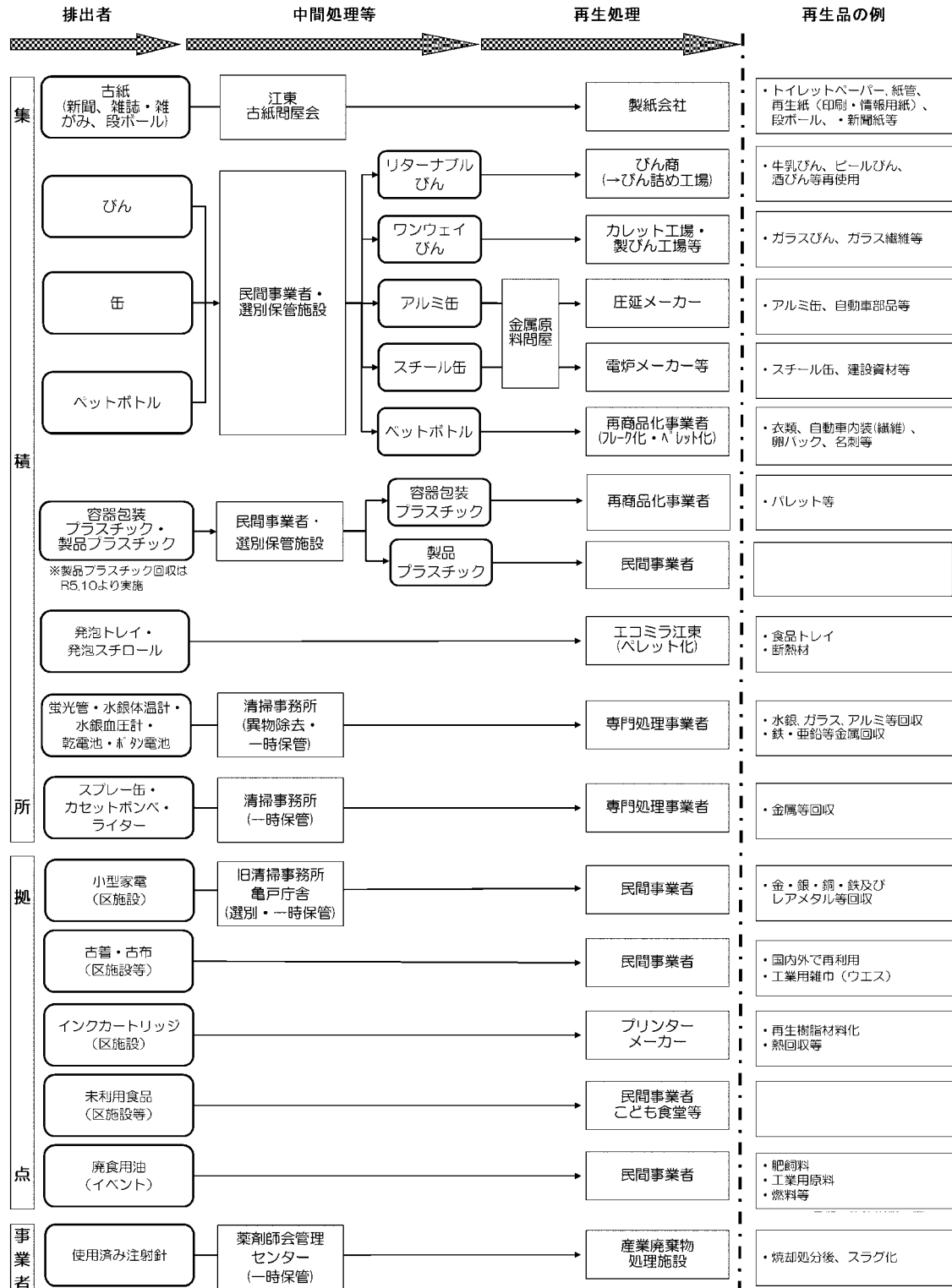
ごみ処理の流れ



* 臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

参 考

資源の流れ



◎江東区告示第115号

江東区保育料の収納事務について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定に基づき、下記のとおり委託したので、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
代表取締役社長 本間 洋
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
代表取締役社長 永松 文彦
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
代表取締役社長 竹増 貞信
- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
代表取締役社長 細見 研介
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
代表取締役社長 飯島 延浩
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地の1
代表取締役社長 藤本 明裕
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地6
65番地の1
代表取締役社長 目黒 俊治
- (8) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号
代表取締役社長 馬場 英一

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区保育料の
収納事務
②江東区保育料に係る収納事務の取りまとめ
- (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区保育
料の収納事務
- (3) 同上
- (4) 同上
- (5) 同上
- (6) 同上

(7) 同上

(8) MMK設置店の表示のある加盟店舗におけ
る江東区保育料の収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎江東区告示第116号

江東区江東きつずクラブ条例（平成22年3月江東区条例第16号）第9条の規定に基づく、同条例第2条第2号に規定する事業の利用料の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都世田谷区上北沢三丁目
8番19号
社会福祉法人雲柱社
理事長 服部 栄
外10事業者（別紙委
託事業者一覧）
- 2 委 託 期 間 令和5年4月1日から令和6
年3月31日まで
- 3 委 託 の 内 容 江東区江東きつずクラブ条例
第2条第2号に規定する事業
の利用料の収納事務

別紙 委託事業者一覧

委託事業者	住所	代表者	委託先きつずクラブ
社会福祉法人雲柱社	東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号	理事長 服部 栄	江東きつずクラブ明 治・深川・八名川・一 亀
株式会社マミー・イ ンターナショナル	神奈川県横浜市中区桜木町一 丁目 1 グランビュービル 5 階	代表取締役社長 伊藤 勝康	江東きつずクラブ臨 海・数矢・南陽・川南・ 東川・枝川・二亀・水 神・二大・南央・五砂・ 六砂・七砂・東砂・亀 高
株式会社日本保育サ ービス	愛知県名古屋市東区葵三丁目 1 5 番 3 1 号千種ニュータ ワビル 1 7 F	代表取締役 西井 直人	江東きつずクラブ平 久・扇橋・五大
株式会社パソナフォ スター	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号	代表取締役 長畑 久美子	江東きつずクラブ東 陽・東雲・有明・四砂
(株) トライグルー プ東京支社	東京都千代田区飯田橋一丁目 1 0 番 3 号	代表取締役 吉田 一義	江東きつずクラブ豊 西・豊洲
特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル	代表理事 田嶋 羊子	江東きつずクラブ豊 北・浅堅・三大
株式会社セリオ	大阪府大阪市北区堂島一丁目 5 番 1 7 号堂島グランドビル 8 F	代表取締役社長 若浜 久	江東きつずクラブ毛 利・辰巳・二辰・有明 西
株式会社プロケア	東京都新宿区高田馬場一丁目 3 0 番 4 号 3 0 山京ビル 3 F	代表取締役 秋山 登史子	江東きつずクラブ一 大・二砂・三砂・小名 木川
シダックス大新東ヒ ューマンサービス株 式会社東京支店	東京都新宿区大久保一丁目 2 番 1 7 号新宿サンエビル 2 階	支店長 高井 恒 幸	江東きつずクラブ四大
(株) 明日葉	東京都港区芝四丁目 1 3 番地 3 P M O 田町東 1 0 F	代表取締役 大隈 太嘉志	江東きつずクラブ砂町
(株) ポピンズエデ ュケア	東京都渋谷区広尾 5 - 6 - 6 広尾プラザ 6 F	代表取締役 小川 裕	江東きつずクラブ越中 島

会

◎江東区告示第 1 1 7 号

江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納については、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽四丁目 1 1
番 3 号
公益財団法人江東区文化コ
ミュニティ財団
事務局長 大江 英樹
東京都江東区東陽四丁目 5 番
1 8 号
一般社団法人江東区観光協

理事長 秋山 利裕

東京都江東区亀戸四丁目 1 8
番 8 号

亀戸いきいき事業協同組合

代表理事 塚本 光伸

- 2 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6
年 3 月 3 1 日まで

- 3 委託の内容 江東区地域振興部文化観光課
が発行する有償の冊子等の頒
布代金の収納事務

◎江東区告示第 1 1 9 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800645
- 2 事業所の名称及び所在地
シルバージム砂町
東京都江東区北砂4-35-13
加賀見ビル1F
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社唯愛国際
東京都新宿区住吉町2-15
萩野ビル1F
代表取締役 近藤 寧
- 4 廃止年月日
令和5年4月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、下記のとおり公示する。

令和5年4月4日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人睦月会
東京都国立市泉三丁目30番地の5
- 2 事業所の名称及び所在地
相談支援ルームボンデイ
東京都江東区青海二丁目4番32号タイム
24ビル1階
- 3 廃止年月日
令和5年3月31日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
知的障害者
障害児

◎江東区告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年

法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和5年4月4日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定した事業所
 - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人ソーシャルサポートえん
東京都江東区佐賀一丁目5-8
 - (2) 事業所の名称及び所在地
ソーシャルサポートえん
東京都江東区佐賀一丁目5-8
 - (3) 指定年月日
令和5年4月1日
 - (4) 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
 - (5) 事業の主たる対象者
特定なし
- 2 指定した事業所
 - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人睦月会
東京都国立市泉三丁目30番地の5
 - (2) 事業所の名称及び所在地
Up to You 相談 COMMON
東京都江東区塩浜二丁目5番3号
 - (3) 指定年月日
令和5年4月1日
 - (4) 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
 - (5) 事業の主たる対象者
知的障害者
障害児

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 6 号

下記により、令和 5 年第 3 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 5 年 3 月 2 9 日 (火)
午前 1 0 時
- 2 場所 教科書センター (江東区教育センター内)
- 3 議題
 - 日程第 1 議案第 8 号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
 - 日程第 2 議案第 9 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第 3 議案第 1 0 号 江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第 4 議案第 1 1 号 江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第 5 議案第 1 2 号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第 6 議案第 1 3 号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第 7 議案第 1 4 号 江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則

の一部を改正する規則

日程第 8 議案第 1 5 号 江東区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

日程第 9 議案第 1 6 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

4 報告事項

- (1) 令和 5 年第 1 回区議会定例会 (教育委員会関係) ほか

5 協議事項

- (1) 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針について

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第8号

江東区選挙執行規程（平成19年1月江東区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月20日

江東区選挙管理委員会

別記第5号様式中「文盲」を「視覚の障害」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式 (第 5 0 条関係)

(1)

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

候補者・推薦届出者

住 所
電 話 ()
氏 名

選挙事務所設置届

下記のとおり選挙事務所を設置したので届出をします。

記

選 挙	年 月 日執行 選挙
候 補 者	
所 在 地	区
建 物 名 称	
電 話 番 号	()
設 置 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、選挙事務所の設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。また、この場合に推薦届出者が 2 人以上いるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えてください。
- 2 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出の場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出の場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 1 0 号様式及び別記第 1 0 号の 2 様式を
次のように改める。

別記第10号様式（第56条関係）

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

候補者・推薦届出者

住 所

電 話 ()

氏 名

再交付申請書

下記のとおり紛失（破損、汚損）したので、再交付を申請します。なお、後日当該紛失物が発見されたときは、直ちに返還します。

記

紛失（破損、汚損）物件	(第 号)		
紛失日時	年 月 日 時から 年 月 日 時 までの間		
紛失場所			
紛失（破損、汚損）理由			
届出をした警察署	警視庁 警察署	確認欄	
届出年月日	年 月 日		

備考

- 1 破損又は汚損の場合は、破損又は汚損物件と引き換えに再交付するものとする。
この場合においては、なお書き並びに紛失場所及び届出をした警察署の欄の記載は必要がない。
- 2 確認欄は、選挙管理委員会において、当該警察署に紛失届があったかどうかを電話照会してその旨を記録するものとする。
- 3 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 1 0 号の 2 様式 (第 5 6 条の 2 関係)

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

候補者

住所

電話

()

氏名

選挙運動用ビラ届出書

下記のとおり公職選挙法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号の規定により届出をします。

記

選挙	年 月 日 執行	選挙
種類	名称	規格 (長さ×幅)
1		
2		

備考

- 1 ビラの種類ごとに各々 2 枚添付してください。
- 2 「名称」欄には、ビラの主な内容を簡単に記入してください。
- 3 規格は、長さ 2 9 . 7 c m、幅 2 1 c m より小さい場合のみ記入してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 1 4 号様式及び別記第 1 5 号様式を次のように改める。

別記第14号様式（第65条関係）

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

管 理 者
住 所
氏 名

個人演説会会場の設備及び費用額の承諾について（申請）

江東区選挙執行規程第66条の規定により、個人演説会の施設の設備の程度及び費用額について、下記調書のとおり承諾されたく、申請します。

（調書）

施設の所在地及び名称	費 用 額		種 別	面 積 及 び 収 容 人 員	照 明	設 備	そ の 他
所在地 名称	午前	円	会場 「教室、講 堂等」	「何平方 メートル」 「何人」	「電灯 何W 何個」	「演卓卓子 何個 聴衆何人分 等」	
電話 ()	午後	円	同上	同上	同上 「出入り 口、便 所、廊 下等も 含む」	同上	
	夜間	円	同上	同上	同上 「出入り 口、便 所、廊 下等も 含む」	同上	

備考

- 1 使用に関する料金徴収の定めがあるものは、その額及び内訳書を添えること。
- 2 管理者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、管理者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 15 号様式 (第 66 条関係)

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

施設名称

管理者氏名

授業 (業務) その他諸行事予定表の提出について

年 月 日執行の 選挙における個人演説会等の開催に際し支障の有無につき、下記のとおり提出します。

記

月日 (曜日)	午 前	午 後	夜 間	時 間	備 考
				午前・午後 時から 午前・午後 時まで	

備考

- 1 支障がない場合は○印、支障がある場合は×印をしてください。
- 2 支障がない場合は、使用できる時間を記入してください。
- 3 支障がある場合は、その理由を備考欄に記入してください。
- 4 管理者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、管理者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 18 号様式から別記第 20 号様式までを
次のように改める。

別記第 18 号様式（第 75 条関係）

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

江東区 選挙

候補者氏名

連絡先

電話 ()

選挙公報掲載申請書

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第 3 条の規定により、下記のとおり選挙公報の掲載を受けたいので、掲載文 1 通及び写真 2 葉又は記録した掲載文及び写真を添えて申請します。

記

- 1 掲載文及び写真 別紙のとおり

受 付 時 間	受 付 場 所	受付者印

備考 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 1 9 号様式 (第 7 7 条関係)

江 東 区
掲 載 文 原 稿 用 紙

選 挙 公 報

候補者氏名	
連絡場所 (夜間でも連絡できる場所)	区 丁目 番号 電話 ()

(写真欄)
ここに写真を貼らないでください。
別添の写真台紙をご利用ください。

(本文欄)

(氏名欄)

備考

1 江東区議会議員選挙の掲載文原稿用紙の各欄のおおむねの大きさは、本文欄は縦11.7cm横8.9cm、氏名欄は縦8.4cm横3.0cm、写真は縦3.0cm横2.7cmとする。

2 江東区長選挙の掲載文原稿用紙の各欄のおおむねの大きさは、本文欄は縦10.9cm横10.2cm、氏名欄は縦6.8cm横3.7cm、写真は縦3.8cm横3.4cmとする。

別記第20号様式（第80条関係）

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

江東区

選挙

候補者氏名

連絡先

電話 ()

選挙公報掲載文修正（撤回）申請書

年 月 日提出した選挙公報掲載文を修正（撤回）したいので申請します。

備考 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第22号様式から別記第30号様式までを
次のように改める。

別記第 2 2 号様式 (第 8 2 条関係)

1 掲載文提出者が 4 人以下の場合

2 掲載文提出者が 5 人以上 8 人以下の場合

第 1 頁

2	1	タ イ ト ル
4	3	

第 1 頁

3	1	タ イ ト ル
7	5	

第 2 頁

--

第 2 頁

4	2	タ イ ト ル
8	6	

備考

- 1 掲載文提出者が 9 人以上の場合の掲載順序は、上記の例により 4 人分毎に 1 頁を増やすことにより行う。
- 2 タイトル欄には、選挙執行年月日、江東区長選挙の選挙公報である旨及び江東区選挙管理委員会の名称を記載する。
- 3 1 頁の規格は、タブロイド判とする。

別記第23号様式(1)（第89条関係）



選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行
選挙

候補者

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
			円

2 1に掲げる契約以外の場合（前記1の場合は記入不要）

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容	
			借入れ期間等	契約金額
自動車の借入れ				円
燃料の購入			燃料の供給を受ける自動車の登録番号	10 単価 円
運転手の雇用			雇用期間	円

備考 （裏面を参照のこと）

別記第 2 3 号様式(1) (裏面)

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2 の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「燃料の購入」にあつては燃料の供給を受ける自動車の登録番号を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料の購入」にあつては、単価契約を締結した場合には、「契約金額」欄に契約単価を記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第23号様式(2)（第89条関係）



選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行
選挙

候補者

記

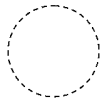
契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	1枚当 り 単 価	
		枚	円	円 銭	

（注） 単価は銭単位まで記載のこと。

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 2 3 号様式(3) (第 8 9 条関係)



選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行
選挙

候補者

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	1 枚 当 た り 単 価	
		枚	円	円 銭	

(注) 単価は銭単位まで記載のこと。

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第24号様式(1)（第90条関係）



選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行
選挙

候補者

記

1 契約年月日	年 月 日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住 所	
	(3) 法人にあっては 代表者の氏名	
3 燃料の供給を受ける自動車の登録番号		
4 確認申請金額	円	

区 分	購入金額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累計金額（A）	円	円
今回の購入金額（B）	円	円
燃料代計（A）＋（B）	円	円
備考		

（注） 「3 燃料の供給を受ける自動車の登録番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

備考 （裏面を参照のこと）

別記第 2 4 号様式(1) (裏面)

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに候補者から区選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累計金額 (A)」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 4 公費負担の限度額の算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送業者との契約」が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。
- 5 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 2 4 号様式(2)（第 9 0 条関係）



選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行
選挙

候補者

記

1 契約年月日		年 月 日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住 所	
	(3) 法人の場合は 代表者の氏名	
3 確認申請枚数		枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累計枚数（A）	枚	枚
今回の枚数（B）	枚	枚
枚数計（A）＋（B）	枚	枚
備考		

備考 （裏面を参照のこと）

別記第 2 4 号様式(2) (裏面)

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに候補者から区選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累計枚数 (A)」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 2 4 号様式(3)（第 9 0 条関係）



選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 1 1 条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行
選挙

候補者

記

1 契約年月日	年 月 日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住 所	
	(3) 法人の場合は 代表者の氏名	
3 確認申請枚数	枚	

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累計枚数（A）	枚	枚
今回の枚数（B）	枚	枚
枚数計（A）＋（B）	枚	枚
備考		

備考 （裏面を参照のこと）

別記第 2 4 号様式(3) (裏面)

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに候補者から区選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累計枚数 (A)」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 2 5 号様式(1)（第 9 0 条関係）

確認番号 第	号
--------	---

選挙運動用自動車燃料代確認書

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

江東区選挙管理委員会
委員長

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける自動車登録番号

4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、当該確認書、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
なお、公費の支払の請求ができるのは、契約書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は区に支払を請求することはできません。

別記第 2 5 号様式(2) (第 9 0 条関係)

確認番号 第	号
--------	---

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

江東区選挙管理委員会
委員長

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は区に支払を請求することはできません。

別記第 25 号様式(3)（第 90 条関係）

確認番号	第	号
------	---	---

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

江東区選挙管理委員会
委員長

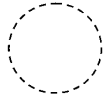
記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は区に支払を請求することはできません。

別記第 2 6 号様式(1) (第 9 2 条関係)



選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
選挙

候補者

記

運送等契約区分 (該当するものに○)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	
	2 上記 1 に掲げる契約以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名		
車種及び自動車登録番号		
運送等年月日	運送等金額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

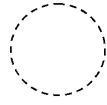
備考 (裏面を参照のこと)

別記第 26 号様式(1)（裏面）

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が区に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、区に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 6 4 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 5 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、区に支払を請求することができません。
- 7 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1) 以外の場合 16,100 円

別記第 2 6 号様式(1 - 2) (第 9 2 条関係)



選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
選挙

候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給 年月日	燃料の供給を受けた 自動車の登録番号	供給量	供給金額	備考
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	

(注) ・ 「燃料の供給を受けた自動車の登録番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

・ この証明書には、裏面記載の給油伝票の写しを添付してください。

備考 (裏面を参照のこと)

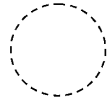
別記第 2 6 号様式(1 - 2)（裏面）

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに作成し、給油伝票（日付、自動車登録番号、供給量及び金額が記載された書面。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 燃料供給業者が区に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、区に支払を請求することができません。
- 4 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。

別記第 2 6 号様式(1 - 3) (第 9 2 条関係)



選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行
選挙

候補者

記

運転手	住所		
	氏名		
雇用年月日		報酬額	備考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が区に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、区に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用した場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 5 候補者の指定した運転手以外の運転手は、区に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。

別記第26号様式(2)（第92条関係）



選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行
選挙
候補者

記

ビラ作成業者の 氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつては、そ の代表者の氏名	氏名又は 名 称	
	住 所	
	法人の代表 者の氏名	
作成枚数	枚	
作成金額	円	
備考		

備考 （裏面を参照のこと）

別記第 2 6 号様式(2) (裏面)

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が区に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、区に支払を請求することができません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

区議会議員選挙	4, 0 0 0 枚以内
区長選挙	1 6, 0 0 0 枚以内
 - (2) 限度額
7 円 7 3 銭 (単価) × 確認を受けた確認枚数 = 限度額
(区議会議員選挙 : 合計上限額 3 0, 9 2 0 円)
(区長選挙 : 合計上限額 1 2 3, 6 8 0 円)

別記第27号様式（第92条関係）



選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行
選挙
候補者

記

ポスター作成業者 の氏名又は名称及 び住所並びに法人 にあっては、その代 表者の氏名	氏名又は 名 称	
	住 所	
	法人の代表 者の氏名	
作成枚数	枚	
作成金額	円	
ポスター掲示場数	か所	

備考 （裏面を参照のこと）

別記第 2 7 号様式 (裏面)

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が区に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、区に支払を請求することができません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ポスター掲示場数以内

(2) 限度額

① ポスター掲示場数が 5 0 0 以下の場合

単価×確認された作成枚数 (ポスター掲示場数) = 限度額

$$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価※}$$

※ 1 円未満の端数は 1 円とする。

② ポスター掲示場数が 5 0 0 を超える場合

単価×確認された作成枚数 (ポスター掲示場数) = 限度額

$$\frac{270,655\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価※}$$

※ 1 円未満の端数は 1 円とする。

別記第 2 8 号様式(1)（第 9 3 条関係）



請求書

(選挙運動用自動車の使用)

自 動 車

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

江東区長 あて

住所

TEL

氏名又は名称



法人のときは

代 表 者 氏 名



記

- 1 請求金額 円
内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
(2) (1)以外の者との契約 (いずれかに○)
ア 自動車の借入れ イ 燃料代 ウ 運転手
- 2 内訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者氏名 (フリガナ)
- 5 振込先 金融機関名 本・支店名 口座名義
 普通・当座 口座番号

備考

- 1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る。）を添えて提出してください。
なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。
- 2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- ※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。

別記第 2 8 号様式(1) (裏面)



自動車 (ハイヤー)

請求内訳書

候補者氏名

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日	円 × 1 台 = 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
計	円	円	円	

備考 「請求金額 (C)」欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別記第 2 8 号様式(1 - 2)（第 9 3 条関係）



自 動 車

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

江東区長 あて

住所

TEL

氏名又は名称



法人のときは

代 表 者 氏 名



記

- | | | |
|---|-----------------------------|-------------|
| 1 | 請求金額 | 円 |
| | 内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 | |
| | (2) (1)以外の者との契約 (いずれかに○) | |
| | ア 自動車の借入れ | イ 燃料代 |
| | | ウ 運転手 |
| 2 | 内訳 | 裏面請求内訳書のとおり |
| 3 | 年 月 日執行 | 選挙 |
| 4 | 候補者氏名 | (フリガナ) |
| 5 | 振込先 金融機関名 | 本・支店名 |
| | 普通・当座 | 口座番号 |
| | | 口座名義 |

備考

- この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る。）を添えて提出してください。
なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。
 - 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。
 - 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- ※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。

別記第 2 8 号様式(1 - 2) (裏面)



自動車 (レンタル)

請求内訳書

候補者氏名

ア 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100円 × 1 台 = 16,100円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	円 × 1 台 = 円	円	
計	円	円	円	

備考 「請求金額 (C)」欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別記第28号様式(1-3)(第93条関係)



自 動 車

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

江東区長 あて

住所

TEL

氏名又は名称

法人のときは
代表者氏名

記

- 1 請求金額 _____ 円
内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
(2) (1)以外の者との契約(いずれかに○)
ア 自動車の借入れ イ 燃料代 ウ 運転手
- 2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者氏名

(フリガナ)

5 振込先 金融機関名 本・支店名 口座名義
普通・当座 口座番号

備考

- 1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書(区より渡されている場合に限る。)を添えて提出してください。
なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。
- 2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- ※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。

別記第 2 8 号様式(1 - 3) (裏面)



自動車 (燃料)

請求内訳書

候補者氏名 _____

イ 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車 登録番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日		() 円 × () ℓ = 円			
年 月 日		() 円 × () ℓ = 円			
年 月 日		() 円 × () ℓ = 円			
年 月 日		() 円 × () ℓ = 円			
年 月 日		() 円 × () ℓ = 円			
年 月 日		() 円 × () ℓ = 円			
年 月 日		() 円 × () ℓ = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額 (B)」の (計) 欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(A) の (計) 欄又は (B) の (計) 欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 請求内訳は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

別記第 2 8 号様式(1 - 4)（第 9 3 条関係）



自 動 車

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

江東区長 あて

住所

TEL

氏名又は名称

法人のときは
代 表 者 氏 名

記

- 1 請求金額 _____ 円
内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
(2) (1)以外の者との契約 (いずれかに○)
ア 自動車の借入れ イ 燃料代 ウ 運転手
- 2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者氏名

(フリガナ)

5 振込先 金融機関名 本・支店名 口座名義
普通・当座 口座番号

備考

- 1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る。）を添えて提出してください。
なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。
- 2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- ※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。

別記第 2 8 号様式(1 - 4) (裏面)



自動車 (運転手)

請求内訳書

候補者氏名

ウ 運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計	円	円	円	

備考 「請求金額 (C)」の欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別記第 2 8 号様式(2)（第 9 3 条関係）



ビ ラ

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により次の金額の支払を請求します。

年 月 日

江東区長 あて

住所

TEL

氏名又は名称

法人のときは
代 表 者 氏 名

記

1	請求金額	円
2	内訳	裏面請求内訳書のとおり
3	年 月 日執行	選挙
4	候補者氏名	
5	振込先	(フリガナ)
	金融機関名	本・支店名
	普通・当座	口座番号
		口座名義

備考

1 この請求書は、選挙の期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る。）を添えて提出してください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。

別記第 2 8 号様式(2) (裏面)



ビ	ラ
---	---

請求内訳書

候補者氏名

	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G)×(H)=(I)	
	円			円			円			
	銭	枚	円	銭	枚	円	銭	枚	円	
計			円			円			円	

備考

- (E) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記第 2 8 号様式(3)（第 9 3 条関係）



ポ ス タ ー

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 1 1 条の規定により次の金額の支払を請求します。

年 月 日

江東区長 あて

住所

TEL

氏名又は名称

法人のときは
代 表 者 氏 名

記

1	請求金額	_____ 円		
2	内訳	裏面請求内訳書のとおり		
3	年 月 日執行	選挙		
4	候補者氏名			
5	振込先	金融機関名 普通・当座	本・支店名 口座番号	(フリガナ) 口座名義
備考				
1 この請求書は、選挙の期日後速やかに候補者から受領した <u>選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書</u> とともに <u>支払金口座振替依頼書</u> を添えて提出してください。				
2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。				

別記第 2 8 号様式(3) (裏面)



ポ ス タ ー

請求内訳書

候補者氏名

ポ ス タ ー 掲 示 場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G)×(H)=(I)	
	円						円			
	銭	枚	円	円	枚	円	銭	枚	円	
計			円			円			円	

備考

- ポスター掲示場数の欄に、選挙運動用ポスター作成証明書の備考欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
 - ポスター掲示場の数が 500 以下の場合

$$\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価※}$$
 ※単価：1円未満の端数は1円とする。
 - ポスター掲示場の数が 500 を超える場合

$$\frac{270,655円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価※}$$
 ※単価：1円未満の端数は1円とする。
- (E)欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記第29号様式（第94条関係）

(1)

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

選任者（候補者・推薦届出者）

住 所

電 話 （ ）

氏 名

出納責任者選任届

下記のとおり出納責任者を選任したので届出をします。

記

選 挙	年 月 日執行 選挙
候 補 者	
出 納 責 任 者	
住 所	電話（ ）
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選 任 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。また、この場合に推薦届出者が2人以上いるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えてください。
- 2 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(2)

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

選任者（候補者・推薦届出者）

住 所

電 話 （ ）

氏 名

出納責任者異動届

下記のとおり出納責任者を異動したので届出をします。

記

選 挙	年 月 日執行 選挙
候 補 者	
前出納責任者	
新	氏 名
	住 所 電話（ ）
	職 業
	生 年 月 日 年 月 日
異 動 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の異動について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。また、この場合に推薦届出者が2人以上いるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えてください。
- 2 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第30号様式(第94条関係)

(1)

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

職務代行者

住 所

電 話 ()

氏 名

出納責任者職務代行開始届

下記のとおり出納責任者の職務代行を開始したので届出をします。

記

選 挙	年 月 日執行	選挙
候 補 者		
出 納 責 任 者		
職 務 代 行 者	氏 名	
	住 所	電話 ()
	職 業	
	生 年 月 日	年 月 日
職 務 代 行 の 理 由		
推 薦 届 出 者		
職務代行開始年月日		年 月 日

- 備考 1 推薦届出者が職務を代行する場合は、候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。また、この場合に推薦届出者が2人以上いるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えてください。
- 2 推薦届出者の欄には、出納責任者を選任した推薦届出者に事故があるとき又は欠けたときに記入してください。
- 3 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(2)

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

職務代行者

住 所

電 話 ()

氏 名

出納責任者職務代行終止届

下記のとおり出納責任者の職務代行を終止したので届出をします。

記

選 挙	年 月 日執行 選挙
候 補 者	
職 務 代 行 者	
職務代行終止の理由	
職務代行終止年月日	年 月 日
推 薦 届 出 者	

備考 届出名義人本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、届出名義人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 3 6 号様式を次のように改める。

別記第36号様式（第105条関係）

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

政党その他の政治団体名

事務所

所在地

電話番号

代表者氏名

政談演説会開催届出書

下記のとおり公職選挙法第201条の11第2項の規定により届け出ます。

記

選 挙 名	年 月 日 執行 江東区長選挙
開 催 日 時	午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使 用 す る 施 設 名	
使用する施設の所在地	

政談演説会開催届出書交付番号 第 号

(注)

- 届出の際、施設の使用関係を証する書面を提示してください。
- 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第38号様式及び別記第39号様式を次のように改める。

別記第 3 8 号様式 (第 1 0 7 条関係)

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

政党 (政治団体) 名

代表者氏名

政治団体の機関紙誌届出書

下記のとおり公職選挙法第 2 0 1 条の 1 5 第 1 項の規定により届け出ます。

記

選 挙 名	年 月 日 執行 江東区長選挙		
区 分	新 聞 紙	雑 誌	
名 称			
編 集 人 氏 名			
発 行 人 氏 名			
創 刊 年 月 日			
発 行 方 法			
発 行 期 間			
備 考			

備考

- 1 「発行期間」とは「引き続いて発行されている期間」です。
- 2 見本の機関紙誌各 1 部 (完成品に限る。) を同時に提出してください。
- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第39号様式（第108条関係）

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

政党（政治団体）名

代表者氏名

政治活動用ビラ届出書

下記のとおり公職選挙法第201条の9第1項の規定により届け出ます。

記

選 挙 名	年 月 日執行 江東区長選挙		
	名 称	記 号	規格（縦cm×横cm）
1		法定ビラ 号	
2		法定ビラ 号	

(注)

- 1 ビラの種類ごとに、見本2枚（完成品に限る。）を添付してください。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第41号様式及び別記第42号様式を次のように改める。

別記第 4 1 号様式 (第 1 1 0 条関係)

個人用

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

公職の候補者等 氏 名
住 所
電話番号 ()

証票交付申請書 (兼受領書)

政治活動用立札・看板に表示する証票の交付を、下記のとおり申請し、受領しました。

記

- 1 公職の種類 区 議 ・ 区 長 (現 職 ・ 立候補予定)
- 2 事務所の数 _____ か所
- 3 申 請 枚 数 _____ 枚
- 4 事務所の所在地

事 務 所 の 所 在 地	※証票交付 年 月 日	※交付 枚数	※累計

証票交付番号	
--------	--

(記入上の注意)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 事務所の所在地を変更した場合等は、速やかに届け出ること。

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人
が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提
出を行ってください。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこ
の限りではありません。

別記第42号様式（第110条関係）

団 体 用

年 月 日

江東区選挙管理委員会委員長 あて

後援団体の名称

代表者氏名

事務所の所在地

電話番号（ ）

証票交付申請書（兼受領書）

政治活動用立札・看板に表示する証票の交付を、下記のとおり申請し、受領しました。

記

- 1 公職の種類 区 議 ・ 区 長 （現 職 ・ 立候補予定）
- 2 事務所の数 _____ か所
- 3 申請枚数 _____ 枚
- 4 候補者の同意
上記の後援団体の証票交付申請（ _____ 枚）について同意します。

年 月 日

公職の候補者等氏名

5 事務所の所在地

事 務 所 の 所 在 地	※証票交付 年 月 日	※交付 枚数	※累計

証票交付番号

（記入上の注意）

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 事務所の所在地を変更した場合等は、速やかに届け出ること。

備考 代表者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第44号様式を次のように改める。

別記第 4 4 号様式 (第 1 1 2 条関係)

宣 誓 書

良心にしたがって、本当のことを申し上げます。知っていることをかくしたり、ないことを申し上げたりなど決していたしません。

上記のとおり誓います。

年 月 日

証 人 署 名 _____

備考 証人本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、証人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和5年第1回定例会）

2月15日から3月15日まで会期29日間にわたって開会した令和5年第1回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- 議案第1号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第7号）
- 議案第2号 令和4年度江東区国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 令和4年度江東区介護保険会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 令和4年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 仙台堀川取水ポンプ所改築工事請負契約
- 議案第10号 江東区塩浜福祉プラザ改修工事請負契約
- 議案第11号 江東区塩浜福祉プラザ電気設備改修工事請負契約
- 議案第12号 江東区塩浜福祉プラザ機械設備改修工事請負契約
- 議案第13号 江東区情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 江東区個人情報の保護に関する法律施行条例
- 議案第15号 江東区個人情報保護審議会条例
- 議案第16号 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条

例

- 議案第22号 江東区区民体育館条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 江東区営運動場条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 江東区営プール条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 江東区保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第30号 江東区老朽空家等対策審議会条例
- 議案第31号 江東区私道整備助成条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- （以上3月8日原案可決）
- 議案第5号 令和5年度江東区一般会計予算
- 議案第6号 令和5年度江東区国民健康保険会計予算
- 議案第7号 令和5年度江東区介護保険会計予算
- 議案第8号 令和5年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 議案第35号 江東区避難行動要支援者名簿

- 情報の提供に関する条例
議案第 38 号 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
(以上 3 月 15 日原案可決)
- 2 選任同意 (区長提出)
議案第 39 号 江東区教育委員会委員選任同意方について
本 多 健一郎
(3 月 15 日同意)
- 3 議案 (議員提出)
議員提出議案第 2 号 江東区議会の個人情報の保護に関する条例
(3 月 8 日原案可決)
議員提出議案第 3 号 学校給食の無償化について国の一律の対応を求める意見書
議員提出議案第 4 号 保護司活動の支援の充実を求める意見書
議員提出議案第 5 号 観光需要の本格的な回復に向けた更なる支援を求める意見書
議員提出議案第 6 号 知的障害行政の拡充を求める意見書
(以上 3 月 15 日原案可決)
- 4 請願・陳情
3 陳情第 11 号 都立墨東病院の独立行政法人化は行わないよう東京都に働きかけることを求める陳情
3 陳情第 23 号 都立・公社病院の一括独立行政法人化反対に関する陳情
3 陳情第 57 号 東京都に都立・公社病院の独法化実施方針は撤回するよう求め、都立墨東病院に医師・看護師の増員を行うよう、区議会として意見書の提出を求める陳情
(以上 3 月 8 日不採択)